

# 日本商品委託者保護基金 業 務 規 程

## 目 次

### 第1章 総則（第1条～第2条）

### 第2章 一般委託者支払等及び委託者保護資金（第3条～第10条）

#### 第1節 一般委託者支払

##### 第1節の2 一般顧客支払

#### 第2節 委託者保護資金及び負担金等

### 第3章 委託者資産の分離保管等（第11条～第26条）

#### 第1節 委託者資産保全措置

##### 第1節の2 財産管理措置

#### 第2節 分離保管弁済契約

##### 第2節の2 区分管理弁済契約

#### 第3節 報告及び監視

### 第4章 弁済手続（第27条～第43条）

#### 第1節 通則

#### 第2節 弁済事故の通知

#### 第3節 弁済難易度の認定

#### 第4節 分離保管財産等の回収

#### 第5節 弁済公告及び審査

#### 第6節 弁済支払

### 第5章 自主弁済案件の処理（第44条～第49条の5）

#### 第1節 自主弁済計画の認定等

#### 第2節 返還資金融資

#### 第3節 特定会員に係る返還資金融資

### 第6章 基金代位弁済（第50条～第58条）

#### 第1節 基金代位弁済業務

#### 第2節 基金代位弁済委託契約

**第6章の2** 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第4章第5節、第5章第3節及び第6章第3節の規定による顧客表の提出その他これらの規定による業務（第58条の2）

**第6章の3** 破産手続開始の申立ての要請（第58条の3）

**第7章** 雑則（第59条～第62条）

**附 則**

## **第1章 総 則**

### **（目 的）**

第1条 この規程は、商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）第301条第1項及び金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成24年法律第86号。以下「金商法改正法」という。）附則第4条第1項の規定に基づき、日本商品委託者保護基金（以下「基金」という。）が行う業務（特定業務を含む。以下同じ。）の方法を定め、もってその業務の適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

### **（用語等）**

第2条 この規程において使用する用語は、この規程に特に定めるもののほか、法、商品先物取引法施行令（昭和25年政令第280号。以下「令」という。）、商品先物取引法施行規則（平成17年農林水産省・経済産業省令第3号。以下「規則」という。）、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「金商法」という。）、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。以下「金商法施行令」という。）、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号。以下「府令」という。）、投資者保護基金に関する命令（平成10年大蔵省令第125号。以下「命令」という。）及び基金の定款において使用する用語の例による。

2 基金の行う業務の方法については、この規程に定めるもののほか、法、令、規則、金商法、金商法施行令、府令、命令及び基金の定款に定めるところによる。

## **第2章 一般委託者支払等及び委託者保護資金**

### **第1節 一般委託者支払**

### **(一般委託者支払の受給資格)**

第3条 基金の会員に対し商品市場における取引等(商品清算取引を除く。以下同じ。)を委託した者(以下「委託者」という。)であって、次に掲げる者以外のものは、法第269条第1項及び令第41条の定めるところにより、一般委託者として、基金による一般委託者に対する補償対象債権の支払(以下「一般委託者支払」という。)を受ける資格を有する。

- (1) 商品先物取引業者
- (2) 金商法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家
- (3) 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成3年法律第66号)第2条第4項に規定する商品投資顧問業者
- (4) 国
- (5) 日本銀行
- (6) 委託者保護基金
- (7) 外国政府その他の外国の法令上前各号に掲げる者に相当する者
- (8) 金商法第2条第9項に規定する金融商品取引業者(同法第28条第2項に規定する第二種金融商品取引業を行う者に限る。)であって、商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成3年法律第66号)第35条に規定する商品投資販売業者である者及び外国の法令上これに相当する者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、主務大臣が指定する者

2 会員又は会員以外の商品先物取引業者(国内の営業所又は事務所において法第2条第22項第1号又は第2号に掲げる行為を業として行う商品先物取引業者に限る。以下同じ。)がその一般委託者の計算において他の会員に対し商品市場における取引等(法第2条第21項第1号又は第3号に掲げるものに限る。)を委託した場合には、前項の規定にかかわらず、当該会員又は会員以外の商品先物取引業者を当該他の会員の一般委託者とみなす。

### **(補償対象債権)**

第4条 一般委託者支払の対象とする補償対象債権の額は、第36条第1項の規定による公告をした日において認定商品先物取引業者(法第305条第1項の規定による認定に係る商品先物取引業者をいう。以下同じ。)の一般委託者が商品市場における取引等につき現に当該認定商品先物取引業者に対して有する債権の額から現に当該認定商品先物取引業者に対して負っている債務の額を控除して得た額のうち、当該一般委託者が商品取引所又は商品取引清算機関(以下「商品取引所等」という。)に対して有する取引証拠金の返還請求権の額を控除した額であって、分離保管弁済(第15条第1項に規定する分離保管弁済契約による弁済をいう。以下同じ。)を受けてなお弁済されない金額があるときに、その弁済されない部分とする。

- 2 前項に規定する認定商品先物取引業者の一般委託者が商品市場における取引等につき現に当該認定商品先物取引業者に対して有する債権には、法第2条第22項第1号及び第2号に掲げる行為に関して生じた事故であって規則第112条に規定するものに係るものは含まないものとする。

#### **(一般委託者支払の上限額)**

第5条 一般委託者支払の一人当たりの上限額は、法第307条第3項及び令第47条の規定により、1千万円とする。

- 2 商品先物取引業者が第3条第2項の規定により一般委託者とみなされる場合における前条及び前項の規定の適用については、当該商品先物取引業者が一般委託者とみなされる起因となっている一般委託者ごとに一般委託者としての地位を有する。
- 3 2以上の委託者債権が同一人に属すると認められるときは、これを1の債権として、第1項の規定を適用する。

### **第1節の2 一般顧客支払**

#### **(一般顧客支払の受給資格)**

第5条の2 基金の特定会員である会員と対象商品デリバティブ取引関連取引をする者（以下「顧客」という。）であって、次に掲げる者以外のものは、金商法第79条の20第1項及び金商法施行令第18条の5の定めるところにより、一般顧客として、基金による一般顧客に対する補償対象債権の支払（以下「一般顧客支払」という。）を受ける資格を有する。

- (1) 金商法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家
  - (2) 国若しくは地方公共団体又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（前号に掲げる者を除く。）
  - (3) 投資者保護基金
  - (4) 外国政府その他外国の法令上前三号に掲げる者に相当する者
  - (5) 日本銀行
  - (6) 預金保険機構
  - (7) 農水産業協同組合貯金保険機構
  - (8) 保険業法（平成7年法律第105号）第259条に規定する保険契約者保護機構
  - (9) 外国の法令上第5号から第8号に掲げる者に相当する者
  - (10) 前各号に掲げる者のほか、金融庁長官及び財務大臣が指定する者
- 2 特定会員である会員又は特定会員である会員以外の金融商品取引業者（本店その他の国内の営業所又は事務所（外国法人である金融商品取引業者にあつては、国内に有する営業所又は事務所）において商品デリバティブ取引関連業務を行う金融商品取引業者に限る。以下同じ。）がその一般顧客の計算において他の特定会員である会員と

対象商品デリバティブ取引関連取引をする場合には、前項の規定にかかわらず、当該会員又は特定会員である会員以外の金融商品取引業者を当該他の特定会員である会員の一般顧客とみなす。

### **(補償対象債権)**

第5条の3 一般顧客支払の対象とする補償対象債権の額は、第36条の2第1項の規定による公告をした日において認定金融商品取引業者(金商法改正法附則第4条第1項の規定により適用する金商法第79条の55第1項の規定による認定に係る金融商品取引業者をいう。以下同じ。)の一般顧客が対象商品デリバティブ取引関連取引につき現に当該認定金融商品取引業者に対して有する債権の額から次の各号に掲げる額を控除して得た額のうち、当該一般顧客が金融商品取引所又は金融商品取引清算機関(以下「金融商品取引所等」という。)に対して有する取引証拠金の返還請求権の額を控除した額であって、区分管理弁済(第23条の2第1項に規定する区分管理弁済契約による弁済をいう。以下同じ。)を受けてなお弁済されない金額があるときに、その弁済されない部分とする。

- (1) 補償対象債権に係る顧客資産の全部又は一部を担保権の目的として提供している場合 その担保権の目的として提供している顧客資産の全部又は一部を内閣府令・財務省令で定めるところにより評価した金額(当該金額が当該担保権に係る被担保債権の額を超える場合には、当該担保権に係る被担保債権の額)
  - (2) 当該認定金融商品取引業者に対して債務を負っている場合 その債務の額(当該債務に関して前号に該当する場合には、同号に定める額を控除した額)
  - (3) 補償対象債権に係る顧客資産のうち社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第60条第1項に規定する補償対象債権を有する場合 同項の補償対象債権に相当する顧客資産を内閣府令・財務省令で定めるところにより評価した金額(当該顧客資産について同条第5項の適用がある場合には、当該金額から同項の規定により減額された支払額を控除した金額)
- 2 前項に規定する認定金融商品取引業者の一般顧客が対象商品デリバティブ取引関連取引につき現に当該認定金融商品取引業者に対して有する債権には、商品デリバティブ取引関連業務に関して生じた事故であって府令第118条に規定するものに係るものは含まないものとする。

### **(一般顧客支払の上限額)**

第5条の4 一般顧客支払の一人当たりの上限額は、金商法改正法附則第4条第1項の規定により適用する金商法第79条の57第3項及び金商法施行令第18条の12の規定により、1千万円とする。

- 2 金融商品取引業者が第5条の2第2項の規定により一般顧客とみなされる場合における前条及び前項の規定の適用については、当該金融商品取引業者が一般顧客とみ

なされる起因となっている一般顧客ごとに一般顧客としての地位を有する。

- 3 2以上の顧客債権が同一人に属すると認められるときは、これを1の債権として、第1項の規定を適用する。

## 第2節 委託者保護資金及び負担金等

### (委託者保護資金)

第6条 一般委託者支払及び一般顧客支払並びに返還資金融資の業務に要する費用に充てるため、基金に委託者保護資金を設ける。

- 2 委託者保護資金は、一般委託者支払及び一般顧客支払並びに返還資金融資の業務に要する費用に充てる場合でなければ、これを使用してはならない。
- 3 委託者保護資金は、商品取引所法の一部を改正する法律(平成16年法律第43号。以下「平成16年改正法」という。)附則第19条第5項の規定により社団法人商品取引受託債務補償基金協会(以下「協会」という。)から承継した資金の一部、会員が納付する次条第1項に規定する負担金及び法第319条第1項に規定する準備金(以下「準備金」という。)からの繰入資金によって造成されるものとする。
- 4 委託者保護資金の造成水準は、70億円とする。

### (負担金の納付義務)

第7条 基金は、委託者保護資金の額が前条第4項に規定する造成水準(以下「造成水準」という。)を下ったときは、会員から負担金を徴収することができる。

- 2 前項の負担金は、新たに基金に加入した会員(以下「新規会員」という。)から徴収する負担金(以下「新規会員負担金」という。)及び新規会員負担金を納付する会員を除いたすべての会員から徴収する負担金(以下「一般負担金」という。)から成るものとする。
- 3 基金は、会員から負担金を徴収しようとするときは、事業計画において、委託者保護資金の造成水準と委託者保護資金の額との差額(以下「積戻必要額」という。)について、概ね4年度内に解消することを目標として、委託者保護資金の積戻計画(以下「資金積戻計画」という。)を定め、これに従い会員から負担金を徴収する。
- 4 基金は、状況に変化が生じた場合には、事業計画において資金積戻計画を改定することができる。
- 5 基金は、第3項の規定により資金積戻計画を定めたとき又は前項の規定により資金積戻計画を改定したときは、負担金を納付しなければならない会員に当該会員が納付すべき負担金の額、納期限その他の事項を通知するものとし、当該通知を受けた会員は、通知された納期限までに通知された額の負担金を納付しなければならない。
- 6 基金は、会員が通知商品先物取引業者になったとき又は特定会員である会員が通知金融商品取引業者になったときは、負担金の納付を免除することができる。

- 7 第5項の納期限までに負担金を納付しない会員は、基金に対し、未納の負担金の額に納期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ年14.5%の割合を乗じて算定される延滞金を納付しなければならない。
- 8 会員（基金に加入しようとする者を含む。）は、基金が負担金の額の算定に必要な資料の提出を求めた場合には、これに応じなければならない。
- 9 金商法改正法附則第4条第6項において読み替えて適用する法第277条第4項の規定に基づき、会員が基金を脱退した場合においても、当該会員の脱退時までに基金が受けた金商法第79条の53第1項又は第3項から第5項までの規定による通知に係る特定会員である会員及び法第303条第1項各号又は第3項各号のいずれかに該当することとなった会員のために基金が行う業務に要する費用が生じたことにより徴収することとなった負担金に関しては、当該基金を脱退した会員を会員とみなして本節の規定を適用する。

#### **（新規会員負担金の額）**

- 第8条 基金は、事業計画において新規会員負担金の徴収を定めるときは、積戻必要額のうち当該事業年度の事業計画において積戻しを予定する額から準備金の委託者保護資金への繰入予定額を控除して得た額（以下「単年度積戻必要額」という。）を、直近1年間におけるすべての会員の総取引枚数で除すことにより、取引枚数1枚当りの新規会員負担金単価を定めるものとする。
- 2 新規会員は、基金に加入した月より当該加入月の属する事業年度の各月において、前項の新規会員負担金単価に各月における当該会員の取引枚数を乗じて得た額（その額が5万円を下る場合は、5万円）の新規会員負担金を基金に納付しなければならない。

#### **（一般負担金の額）**

- 第9条 一般負担金は、新規会員負担金を納付する会員を除いた会員が納付するものとし、その額は次の各号に掲げる額の合計額とする。
- (1) 単年度積戻必要額の100分の10に相当する額を会員の数で除して得た額
  - (2) 単年度積戻必要額の100分の20に相当する額に各会員の商品先物取引及び商品関連市場デリバティブ取引に係る受取委託手数料並びに商品トレーディング損益及び金融商品トレーディング損益（商品関連市場デリバティブ取引に係る損益に限る。）の額の合算額（当該合算額が負となる場合にあっては零とし、負担金を納付すべき日を含む会員の事業年度の前々事業年度における受取委託手数料及びトレーディング損益の合算額をいう。以下この号において同じ。）を全ての会員の受取委託手数料及びトレーディング損益の合算額の合計額で除して得た比率を乗じて得た額
  - (3) 単年度積戻必要額の100分の20に相当する額に各会員の直近1年間における建

玉を有する委託者数及び顧客数（商品関連市場デリバティブ取引に係る顧客に限る。）の月末平均値（以下「建玉委託者数等」という。）を全ての会員の建玉委託者数等の合計値で除して得た比率を乗じて得た額

- (4) 単年度積戻必要額の100分の50に相当する額に各会員の直近1年間における総取引枚数（商品先物取引及び商品関連市場デリバティブ取引に係る取引枚数に限る。以下この号において同じ。）を全ての会員の総取引枚数の合計値で除して得た比率を乗じて得た額

なお、新規会員負担金の納付があった場合は、必要に応じて準備金の委託者保護資金への繰入予定額又は一般負担金の額を改定する。

- 2 前項第2号、第3号及び第4号に定める受取委託手数料、トレーディング損益、建玉委託者数等及び総取引枚数は規則第117条第1項第1号に規定する様式第12号により作成した月次報告書に基づく金額、取引実績委託者等数及び取引数量とする。

#### **（委託者債権等の保全に関する補完措置）**

第10条 基金は、会員である商品先物取引業者又は金融商品取引業者の委託を受けて、委託者保護業務又は特定業務の一環として委託者債権又は顧客債権の保全に資するため、会員からの申出に基づき取次契約に定める保証金等の預託を受けることができる。

### **第3章 委託者資産の分離保管等**

#### **第1節 委託者資産保全措置**

##### **（委託者資産保全措置）**

第11条 会員は、法第210条第1号の規定による保全対象財産の保全を行う場合には、次の各号に掲げる委託者資産保全措置の区分に応じ次の各号に規定する契約のいずれか1又は2以上のもの及び第15条第1項に規定する分離保管弁済契約を締結しなければならない。

- (1) 指定信託

規則第98条第1項第1号に規定する信託業務を営む金融機関（第12条、第18条、第22条及び第30条において「信託機関」という。）との間で締結する同号の信託契約（次条において「指定信託契約」という。）

- (2) 基金分離預託

基金との間で締結する規則第98条第1項第2号に規定する契約（以下「基金分離預託契約」という。）

- (3) 銀行等保証



規則第98条第1項第3号イに規定する金融機関（第14条、第15条、第18条、第20条、第22条及び第30条において「保証金融機関」という。）との間で締結する同号の保証委託契約（第14条において「銀行等保証委託契約」という。）

(4) 基金代位弁済

基金との間で締結する規則第98条第1項第4号に規定する代位弁済委託契約（第15条及び第55条において「基金代位弁済委託契約」という。）

2 会員は、法第210条第1号の規定により保全対象財産の保全を行うに際しては、前項に定めるもののほか、基金が別に定めるところによるものとする。

**(指定信託契約)**

第12条 指定信託契約は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 会員を信託委託者とし、信託機関を受託者とし、かつ、当該会員の委託者を指定信託契約に係る信託財産（以下この条、第15条、第19条及び第20条において「指定信託財産」という。）の元本の受益者とすること。

(2) 当該会員の役職員のうちから指定された者（当該会員が指定信託契約を複数締結する場合には、これらの指定信託契約に係る受益者代理人を同一の者とする。）及び基金を受益者代理人とすること。

(3) 前号の規定にかかわらず、当該会員が通知商品先物取引業者に該当することとなった場合その他基金が当該会員の有する委託者債務（委託者に対する委託者資産の返還に係る債務をいう。以下同じ。）の円滑な弁済のために必要と判断した場合には、基金が特に認める場合を除き、基金のみを受益者代理人とすること。

(4) 元本の補填の契約を付した金銭信託であること。

(5) 基金が行使する受益権の対象は、指定信託財産の元本とすること。

(6) 指定信託契約の全部又は一部の解約は、次に掲げる場合であって、あらかじめ受益者代理人である基金の承認を受けたときでなければ、行ってはならないものとする。この承認を受けた場合には、当該契約の全部又は一部の解約に係る指定信託財産は、信託委託者である当該会員に帰属させることを妨げない。

イ 指定信託財産の元本の価額が信託必要額（当該会員の保全対象財産の額から他の委託者資産保全措置を講じている額を控除した額をいう。）を超過する場合に、当該超過額に相当する金額の範囲内で指定信託契約の全部又は一部の解約を行おうとする場合

ロ 他の委託者資産保全措置に変更するために指定信託契約の全部又は一部の解約を行おうとする場合

ハ 委託者の計算による商品市場における取引等についての取引証拠金として商品取引所等に預託するために指定信託契約の全部又は一部の解約を行おうとする場合

ニ 委託者の計算による商品市場における取引等に係る商品取引所等への取引差

損金又は受渡し決済代金の支払を行うために指定信託契約の全部又は一部の解約を行おうとする場合

ホ 委託者から預託を受けた又は委託者の計算に属する金銭又は有価証券を当該委託者に支払うために指定信託契約の全部又は一部の解約を行おうとする場合

へ 委託手数料の徴収その他受託に係る会員の委託者に対する権利の実行のために指定信託契約の全部又は一部の解約を行おうとする場合

(7) 指定信託契約の変更は、あらかじめ受益者代理人である基金の承認を受けたときでなければ、行ってはならないものとする。

(8) 指定信託契約に係る元本の受益権の行使は、当該指定信託契約を締結した会員について基金が第30条の規定により弁済困難の認定又は分離保管弁済案件の認定を行った場合に、基金がすべての委託者のために一括して行使するものであること。この場合において、当該指定信託契約は、その目的を達成したものとして終了することを妨げない。

(9) 当該会員が虚偽申告その他不正な方法により指定信託契約の全部又は一部の解約を行おうとしたときは、受益者代理人である基金は、その全部又は一部の解約を拒否することができること。

### **(基金分離預託契約)**

第13条 基金分離預託契約は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 基金に預託することができる有価証券(倉荷証券を含む。以下この条において「適格有価証券」という。)は、基金が別に定めるものに限るものとし、その評価額は基金が別に定めるところにより評価した時価とすること。また、会員は有価証券を預託するにあたり、当該有価証券が適格有価証券であることを誓約し、基金にその書面を差入れなければならない。

(2) 基金に預託することができる外国通貨(以下この条において「適格外貨」という。)は基金が別に定める通貨に限るものとし、その本邦通貨への換算は基金が別に定める外国為替相場によること。

(3) 基金分離預託契約により預託された財産(以下「基金分離預託財産」という。)の払出しが行える場合は、第5号に掲げる場合を除き、次に掲げる場合とすること。この場合において、払出しに係る基金分離預託財産は、預託をした会員に帰属させることを妨げない。

イ 基金分離預託財産の評価額が預託必要額(当該会員の保全対象財産の額から基金分離預託以外の委託者資産保全措置を講じている額を控除した額をいう。)を超過する場合に、当該超過額に相当する金額の範囲内で基金分離預託財産の払出しを行おうとする場合

ロ 他の委託者資産保全措置に変更するために基金分離預託財産の払出しを行お

うとする場合

ハ 委託者の計算による商品市場における取引等についての取引証拠金として商品取引所等に預託するために基金分離預託財産の払出しを行おうとする場合

ニ 委託者の計算による商品市場における取引等に係る商品取引所等への取引差損金又は受渡し決済代金の支払を行うために基金分離預託財産の払出しを行おうとする場合

ホ 委託者から預託を受けた又は委託者の計算に属する金銭又は適格有価証券を当該委託者に支払うために基金分離預託財産の払出しを行おうとする場合

ヘ 委託手数料の徴収その他受託に係る会員の委託者に対する権利の実行のために基金分離預託財産の払出しを行おうとする場合

- (4) 基金は、基金分離預託財産について発生した利子その他の果実又はこれに相当する額を、基金が別に定めるところにより、当該基金分離預託財産を預託した会員に配分又は返還すること。ただし、外国通貨による基金分離預託については、この限りでない。
- (5) 基金分離預託契約を締結した会員について基金が第30条の規定により弁済困難の認定又は分離保管弁済案件の認定を行った場合、又は会員が第33条第2項に定める状況に陥ったと基金が認めた場合に、基金が当該会員に代わって行う委託者債務の弁済に基金分離預託財産を充てることができること。この場合において、基金は、当該基金分離預託財産のうち適格有価証券を換価し、及び適格外貨を本邦通貨に交換し、これらにより得られた代金を委託者債務の弁済に充てることができる。
- (6) 前号の場合において、当該会員は、基金が委託者債務の弁済に充てた後の当該基金分離預託財産の残余についてのみ払出しを受けることができること。
- (7) 第5号の場合において、各委託者ごとの弁済額は、基金分離預託財産の価額（適格有価証券にあっては、その換価処分額）に第36条第1項に規定する算定対象債権額の合計額に対する当該各委託者の算定対象債権額の割合を乗じて得た額（当該基金分離預託財産の価額が当該算定対象債権額の合計額を超える場合には、当該各委託者の算定対象債権額）とすること。
- (8) 当該会員が虚偽申告その他不正な方法により基金分離預託財産の払出しを行おうとするときは、基金は、その払出しを拒否することができること。
- (9) 基金は、委託者債務の弁済のため、必要がある場合には、基金分離預託財産の払出しを制限することができること。
- (10) 当該会員は、基金分離預託財産の返戻請求権を、他に譲渡し、又は担保に供することができないこと。
- (11) 分離保管弁済契約が解除された場合には、基金は基金分離預託契約を解除することができること。
- 2 基金は、会員から預託を受けた金銭を管理するときは、次に掲げる方法により管理する。

- (1) 銀行への預金(保全対象財産であることがその名義により明らかなものに限る。)
  - (2) 信託機関(規則第137条第2項第2号に規定する信託業務を営む金融機関をいう。)への金銭信託(元本の補填の契約を付したものであって、保全対象財産であることがその名義により明らかなものに限る。)
- 3 基金は、会員から預託を受けた適格有価証券を管理するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、次に掲げる方法によって管理する。
- (1) 基金が保管するもの
    - イ 個別に保管するもの  
基金分離預託財産である適格有価証券の保管場所については基金の固有財産である有価証券その他の基金分離預託財産である適格有価証券以外の有価証券(以下この条において「固有有価証券」という。)の保管場所と明確に区分し、かつ、基金分離預託財産である適格有価証券についてどの会員から預託を受けた有価証券であるかが直ちに判別できる状態で保管する。
    - ロ 混合保管するもの  
基金分離預託財産である適格有価証券の保管場所については固有有価証券の保管場所と明確に区分し、かつ、各会員から預託を受けた基金分離預託財産である適格有価証券に係る持分が基金の帳簿により直ちに判別できる状態で保管する。
  - (2) 第三者をして保管させるもの
    - イ 個別に保管するもの  
当該第三者をして、基金分離預託財産である適格有価証券の保管場所については固有有価証券の保管場所と明確に区分させ、かつ、基金分離預託財産である適格有価証券についてどの会員から預託を受けた有価証券であるかが直ちに判別できる状態で保管させる。
    - ロ 混合保管するもの  
当該第三者をして、基金分離預託財産である適格有価証券を預託する者のための口座については基金の自己の口座と区分する等の方法により、基金分離預託財産である適格有価証券の持分が直ちに判別でき、かつ、各会員から預託を受けた基金分離預託財産である適格有価証券に係る持分が基金の帳簿により直ちに判別できる状態で保管させる。
- 4 基金は、会員から預託を受ける適格外貨について、会員ごとの預託限度額を設定することができる。
- 5 基金は、会員から適格外貨の預託を受けるに際し、当該会員に基金が別に定める費用を負担させることができる。

#### **(銀行等保証委託契約)**

第14条 銀行等保証委託契約は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 保証金融機関は、次に掲げるもののいずれかであって、基金が別に定める基準に該当すること。
- イ 銀行
  - ロ 株式会社商工組合中央金庫
  - ハ 信用協同組合
  - ニ 信用金庫
  - ホ 農林中央金庫
  - ヘ 業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協同組合及び農業協同組合連合会
  - ト 信託会社（信託業法（平成16年法律第154号）第21条第2項の規定に基づき、債務の保証に関する業務を行うことについて内閣総理大臣の承認を受けた者に限る。）
  - チ 保険会社
- (2) 銀行等保証委託契約の解約又は変更は、あらかじめ基金の承認を受けたときでなければ、行ってはならないものとする。
- (3) あらかじめ、保証金融機関が銀行等保証委託契約に基づき基金に支払うべき額の限度額（以下この条、第18条、第19条及び第22条において「支払保証限度額」という。）を定めること。
- (4) 銀行等保証委託契約を締結した会員について基金が第30条の規定により弁済困難の認定又は分離保管弁済案件の認定を行った場合に、基金が、当該銀行等保証委託契約を締結した保証金融機関に対し、支払保証限度額を限度として、当該委託者債務の弁済に必要と認められる額を基金に対して支払うことを指示することができる旨を定めること。

## 第1節の2 財産管理措置

### （財産管理措置）

第14条の2 特定会員である会員は、金商法第43条の2の2の規定による保全対象財産の管理を行う場合には、次の各号に掲げる財産管理措置の区分に応じ次の各号に規定する契約のいずれか1又は2以上のもの及び第23条の2第1項に規定する区分管理弁済契約を締結しなければならない。

#### (1) 指定信託

金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成26年内閣府令第11号。以下「改正府令」という。）附則第2条第1項第1号に規定する信託業務を営む金融機関（第14条の3、第23条の5、第23条の9及び第30条の2において「信託機関」という。）との間で締結する同号の信託契約（次条において「指定信託契約」という。）

(2) 基金区分預託

基金との間で締結する改政府令附則第2条第1項第2号に規定する契約（以下「基金区分預託契約」という。）

(3) 銀行等保証

改政府令附則第2条第1項第3号イに規定する金融機関（第14条の5、第23条の2、第23条の5、第23条の7、第23条の9及び第30条の2において「保証金融機関」という。）との間で締結する同号の保証委託契約（第14条の5において「銀行等保証委託契約」という。）

(4) 基金代位弁済

基金との間で締結する改政府令附則第2条第1項第4号に規定する代位弁済委託契約（第23条の2及び第55条の2において「基金代位弁済委託契約」という。）

- 2 特定会員である会員は、金商法第43条の2の2の規定により保全対象財産の管理を行うに際しては、前項に定めるもののほか、基金が別に定めるところによるものとする。

**(指定信託契約)**

第14条の3 指定信託契約は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 特定会員である会員を信託委託者とし、信託機関を受託者とし、かつ、当該会員の行う対象商品デリバティブ取引関連取引に係る顧客を指定信託契約に係る信託財産（以下この条、第23条の2、第23条の6及び第23条の7において「指定信託財産」という。）の元本の受益者とすること。
- (2) 当該会員の役職員のうちから指定された者（当該会員が指定信託契約を複数締結する場合には、これらの指定信託契約に係る受益者代理人を同一の者とすること。）及び基金を受益者代理人とすること。
- (3) 前号の規定にかかわらず、当該会員が通知金融商品取引業者に該当することとなった場合その他基金が当該会員の有する特定債務（顧客に対する財産の返還に係る債務をいう。以下同じ。）の円滑な弁済のために必要と判断した場合には、基金が特に認める場合を除き、基金のみを受益者代理人とすること。
- (4) 元本の補填の契約を付した金銭信託であること。
- (5) 基金が行使する受益権の対象は、指定信託財産の元本とすること。
- (6) 指定信託契約の全部又は一部の解約は、次に掲げる場合であって、あらかじめ受益者代理人である基金の承認を受けたときでなければ、行ってはならないものとする。この承認を受けた場合には、当該契約の全部又は一部の解約に係る指定信託財産は、信託委託者である当該会員に帰属させることを妨げない。  
イ 指定信託財産の元本の価額が信託必要額（当該会員の保全対象財産の額から他の財産管理措置を講じている額を控除した額をいう。）を超過する場合に、当該超過額に相当する金額の範囲内で指定信託契約の全部又は一部の解約を行おう

とする場合

ロ 他の財産管理措置に変更するために指定信託契約の全部又は一部の解約を行おうとする場合

ハ 顧客の計算による商品関連市場デリバティブ取引についての取引証拠金として金融商品取引所等に預託するために指定信託契約の全部又は一部の解約を行おうとする場合

ニ 顧客の計算による商品関連市場デリバティブ取引に係る金融商品取引所等への取引差損金又は受渡し決済代金の支払を行うために指定信託契約の全部又は一部の解約を行おうとする場合

ホ 顧客から預託を受けた又は顧客の計算に属する金銭又は有価証券を当該顧客に支払うために指定信託契約の全部又は一部の解約を行おうとする場合

ヘ 委託手数料の徴収その他受託に係る特定会員である会員の顧客に対する権利の実行のために指定信託契約の全部又は一部の解約を行おうとする場合

(7) 指定信託契約の変更は、あらかじめ受益者代理人である基金の承認を受けたときでなければ、行ってはならないものとする。

(8) 指定信託契約に係る元本の受益権の行使は、当該指定信託契約を締結した特定会員である会員について基金が第30条の2の規定により弁済困難の認定又は区分管理弁済案件の認定を行った場合に、基金がすべての顧客のために一括して行使するものであること。この場合において、当該指定信託契約は、その目的を達成したものであるとして終了することを妨げない。

(9) 当該会員が虚偽申告その他不正な方法により指定信託契約の全部又は一部の解約を行おうとしたときは、受益者代理人である基金は、その全部又は一部の解約を拒否することができる。

### (基金区分預託契約)

第14条の4 基金区分預託契約は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 基金に預託することができる有価証券(倉荷証券を含む。以下この条において「適格有価証券」という。)は、基金が別に定めるものに限るものとし、その評価額は基金が別に定めるところにより評価した時価とすること。また、特定会員である会員は有価証券を預託するにあたり、当該有価証券が適格有価証券であることを誓約し、基金にその書面を差入れなければならない。

(2) 基金に預託することができる外国通貨(以下この条において「適格外貨」という。)は基金が別に定める通貨に限るものとし、その本邦通貨への換算は基金が別に定める外国為替相場によること。

(3) 基金区分預託契約により預託された財産(以下「基金区分預託財産」という。)の払出しが行える場合は、第5号に掲げる場合を除き、次に掲げる場合とすること。

この場合において、払出しに係る基金区分預託財産は、預託をした特定会員である会員に帰属させることを妨げない。

イ 基金区分預託財産の評価額が預託必要額（当該会員の保全対象財産の額から基金区分預託以外の財産管理措置を講じている額を控除した額をいう。）を超過する場合に、当該超過額に相当する金額の範囲内で基金区分預託財産の払出しを行おうとする場合

ロ 他の財産管理措置に変更するために基金区分預託財産の払出しを行おうとする場合

ハ 顧客の計算による商品関連市場デリバティブ取引についての取引証拠金として金融商品取引所等に預託するために基金区分預託財産の払出しを行おうとする場合

ニ 顧客の計算による商品関連市場デリバティブ取引に係る金融商品取引所等への取引差損金又は受渡し決済代金の支払を行うために基金区分預託財産の払出しを行おうとする場合

ホ 顧客から預託を受けた又は顧客の計算に属する金銭又は適格有価証券を当該顧客に支払うために基金区分預託財産の払出しを行おうとする場合

ヘ 委託手数料の徴収その他受託に係る特定会員である会員の顧客に対する権利の実行のために基金区分預託財産の払出しを行おうとする場合

(4) 基金は、基金区分預託財産について発生した利子その他の果実又はこれに相当する額を、基金が別に定めるところにより、当該基金区分預託財産を預託した特定会員である会員に配分又は返還すること。ただし、外国通貨による基金区分預託については、この限りでない。

(5) 基金区分預託契約を締結した特定会員である会員について基金が第30条の2の規定により弁済困難の認定又は区管理弁済案件の認定を行った場合、又は特定会員である会員が第33条第2項に定める状況に陥ったと基金が認めた場合に、基金が当該会員に代わって行う特定債務の弁済に基金区分預託財産を充てることができること。この場合において、基金は、当該基金区分預託財産のうち適格有価証券を換価し、及び適格外貨を本邦通貨に交換し、これらにより得られた代金を特定債務の弁済に充てることができる。

(6) 前号の場合において、当該会員は、基金が特定債務の弁済に充てた後の当該基金区分預託財産の残余についてのみ払出しを受けることができること。

(7) 第5号の場合において、各顧客ごとの弁済額は、基金区分預託財産の価額（適格有価証券にあつては、その換価処分額）に第36条の2第1項に規定する算定対象債権額の合計額に対する当該各顧客の算定対象債権額の割合を乗じて得た額（当該基金区分預託財産の価額が当該算定対象債権額の合計額を超える場合には、当該各顧客の算定対象債権額）とすること。

(8) 当該会員が虚偽申告その他不正な方法により基金区分預託財産の払出しを行おう



とするとき、基金は、その払出しを拒否することができること。

- (9) 基金は、特定債務の弁済のため、必要がある場合には、基金区分預託財産の払出しを制限することができること。
  - (10) 当該会員は、基金区分預託財産の返戻請求権を、他に譲渡し、又は担保に供することができないこと。
  - (11) 区分管理弁済契約が解除された場合には、基金は基金区分預託契約を解除することができること。
- 2 基金は、特定会員である会員から預託を受けた金銭を管理するときは、次に掲げる方法により管理する。
- (1) 銀行への預金(保全対象財産であることがその名義により明らかなものに限る。)
  - (2) 信託機関(投資者保護基金に関する命令の一部を改正する命令(平成26年内閣府・財務省令第1号)附則第2条第2項第2号に規定する信託業務を営む金融機関をいう。)への金銭信託(元本の補填の契約を付したものであって、保全対象財産であることがその名義により明らかなものに限る。)
- 3 基金は、特定会員である会員から預託を受けた適格有価証券を管理するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、次に掲げる方法によって管理する。

(1) 基金が保管するもの

イ 個別に保管するもの

基金区分預託財産である適格有価証券の保管場所については基金の固有財産である有価証券その他の基金区分預託財産である適格有価証券以外の有価証券(以下この条において「固有有価証券」という。)の保管場所と明確に区分し、かつ、基金区分預託財産である適格有価証券についてどの特定会員である会員から預託を受けた有価証券であるかが直ちに判別できる状態で保管する。

ロ 混合保管するもの

基金区分預託財産である適格有価証券の保管場所については固有有価証券の保管場所と明確に区分し、かつ、特定会員である各会員から預託を受けた基金区分預託財産である適格有価証券に係る持分が基金の帳簿により直ちに判別できる状態で保管する。

(2) 第三者をして保管させるもの

イ 個別に保管するもの

当該第三者をして、基金区分預託財産である適格有価証券の保管場所については固有有価証券の保管場所と明確に区分させ、かつ、基金区分預託財産である適格有価証券についてどの特定会員である会員から預託を受けた有価証券であるかが直ちに判別できる状態で保管させる。

ロ 混合保管するもの

当該第三者をして、基金区分預託財産である適格有価証券を預託する者のための口座については基金の自己の口座と区分する等の方法により、基金区分預託財

産である適格有価証券の持分が直ちに判別でき、かつ、特定会員である各会員から預託を受けた基金区分預託財産である適格有価証券に係る持分が基金の帳簿により直ちに判別できる状態で保管させる。

- 4 基金は、特定会員である会員から預託を受ける適格外貨について、特定会員である会員ごとの預託限度額を設定することができる。
- 5 基金は、特定会員である会員から適格外貨の預託を受けるに際し、当該会員に基金が別に定める費用を負担させることができる。

### **（銀行等保証委託契約）**

第14条の5 銀行等保証委託契約は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 保証金融機関は、次に掲げるもののいずれかであって、基金が別に定める基準に該当すること。

イ 銀行

ロ 株式会社商工組合中央金庫

ハ 信用協同組合

ニ 信用金庫

ホ 農林中央金庫

へ 業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協同組合及び農業協同組合連合会

ト 信託会社（信託業法（平成16年法律第154号）第21条第2項の規定に基づき、債務の保証に関する業務を行うことについて内閣総理大臣の承認を受けた者に限る。）

チ 保険会社

- (2) 銀行等保証委託契約の解約又は変更は、あらかじめ基金の承認を受けたときでなければ、行ってはならないものとする。

- (3) あらかじめ、保証金融機関が銀行等保証委託契約に基づき基金に支払うべき額の限度額（以下この条、第23条の5、第23条の6及び第23条の9において「支払保証限度額」という。）を定めること。

- (4) 銀行等保証委託契約を締結した特定会員である会員について基金が第30条の2の規定により弁済困難の認定又は区分管理弁済案件の認定を行った場合に、基金が、当該銀行等保証委託契約を締結した保証金融機関に対し、支払保証限度額を限度として、当該特定債務の弁済に必要と認められる額を基金に対して支払うことを指示することができる旨を定めること。

## **第2節 分離保管弁済契約**

### **(分離保管弁済契約)**

第15条 分離保管弁済契約は、通知商品先物取引業者となった会員について基金が第30条の規定により弁済困難の認定又は分離保管弁済案件の認定を行ったときに基金が当該会員に代わって分離保管財産(委託者資産保全措置が講じられた保全対象財産をいう。以下同じ。)により委託者への弁済を行うことを目的として基金と会員との間で締結する契約で、指定信託型弁済契約、基金分離預託型弁済契約、銀行等保証型弁済契約及び基金代位弁済委託型弁済契約(第18条第1項第2号から第5号に規定する指定信託型弁済契約、基金分離預託型弁済契約、銀行等保証型弁済契約及び基金代位弁済委託型弁済契約をいう。以下この節において同じ。)のうちいずれか1又は2以上の契約により構成されるものとする。

- 2 前項に規定する指定信託型弁済契約は、当該会員が委託者債務を弁済することができない場合に、基金が、指定信託財産につき受益者代理人として受益権を行使するとともに、これにより交付を受けた指定信託財産の元本の価額を限度として当該会員に代わって委託者債務を弁済することを内容とするものをいう。
- 3 第1項に規定する基金分離預託型弁済契約は、当該会員が委託者債務を弁済することができない場合に、基金が、基金分離預託財産を弁済財源に組み入れ、その価額を限度として当該会員に代わって委託者債務を弁済することを内容とするものをいう。
- 4 第1項に規定する銀行等保証型弁済契約は、当該会員が委託者債務を弁済することができない場合に、基金が、保証金融機関から保証支払を受けた額を限度として当該会員に代わって委託者債務を弁済することを内容とするものをいう。
- 5 第1項に規定する基金代位弁済委託型弁済契約は、基金代位弁済委託契約に基づく委託者債務の弁済手続を定めることを内容とするものをいう。

### **(分離保管弁済契約の申込み)**

第16条 基金と分離保管弁済契約を締結しようとする会員は、次の各号に掲げる事項を記載した申込書を基金に提出しなければならない。

- (1) 指定信託型弁済契約、基金分離預託型弁済契約、銀行等保証型弁済契約及び基金代位弁済委託型弁済契約のうち、当該分離保管弁済契約の対象とするもの(以下この条、第18条、第21条及び第22条において「対象契約型」という。)
- (2) 対象契約型の区分に応じ、基金が別に定める記載事項

2 前項の申込書には、対象契約型の区分に応じ、基金が別に定める書類を添付しなければならない。

### **(締結の手続)**

第17条 基金は、前条第1項の規定による申込みがあったときは、遅滞なく、申込みの内容につき審査を行うものとする。この場合において、基金は、当該申込みをした会員に対し必要な書類の提出を求めることができる。

- 2 基金は、前項の審査に基づき、遅滞なく分離保管弁済契約の締結の諾否を決定し、当該会員に通知する。

### (分離保管弁済契約の内容)

第18条 分離保管弁済契約には、対象契約型及び次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 各対象契約型に共通の事項

- イ 分離保管弁済契約を締結する会員（以下「分離保管契約会員」という。）の商号及び住所
- ロ 分離保管弁済契約の期間
- ハ 分離保管弁済契約の失効、変更及び解除に関する事項
- ニ 基金が分離保管契約会員について第30条の規定により弁済困難の認定又は分離保管弁済案件の認定を行った場合には、基金が当該分離保管契約会員の分離保管財産を回収し、当該分離保管契約会員に代わって委託者債務を弁済することができる旨
- ホ 各対象契約型相互間の弁済順位（2以上の対象契約型を対象とする場合に限る。）
- ヘ その他分離保管弁済契約の実施のために必要な事項

(2) 指定信託型弁済契約に係る事項（対象契約型に指定信託型弁済契約が含まれる場合に限る。）

- イ 信託機関の商号及び住所並びに当該信託機関に開設した指定信託口座
- ロ 信託機関が破綻した場合の基金への報告及び保全対象財産の保全を回復するため講ずべき措置
- ハ 基金が分離保管契約会員について第30条の規定により弁済困難の認定又は分離保管弁済案件の認定を行った場合における基金による受益権行使の手続

(3) 基金分離預託型弁済契約に係る事項（対象契約型に基金分離預託型弁済契約が含まれる場合に限る。）

基金が分離保管契約会員について第30条の規定により弁済困難の認定又は分離保管弁済案件の認定を行った場合（第33条第2項の場合を含む。）における基金分離預託財産の弁済財源への組入れ

(4) 銀行等保証型弁済契約に係る事項（対象契約型に銀行等保証型弁済契約が含まれる場合に限る。）

- イ 保証金融機関の商号及び住所
- ロ 支払保証限度額
- ハ 保証金融機関が破綻した場合の基金への報告及び保全対象財産の保全を回復するため講ずべき措置
- ニ 基金が分離保管契約会員について第30条の規定により弁済困難の認定又は

分離保管弁済案件の認定を行った場合における基金への保証支払の手續

- (5) 基金代位弁済委託型弁済契約に係る事項（対象契約型に基金代位弁済委託型弁済契約が含まれる場合に限る。）

基金が分離保管契約会員について第30条の規定により弁済困難の認定又は分離保管弁済案件の認定を行った場合における代位弁済限度額を限度とした第51条第1項に規定する代位弁済積立金の弁済財源への組入れ

- 2 前項第1号ホの弁済順位は、次に掲げる順位によるものとする。

- (1) 指定信託
- (2) 基金分離預託
- (3) 銀行等保証
- (4) 基金代位弁済

- 3 分離保管契約会員が法第277条第1項の規定により基金を脱退したときは、当該分離保管契約会員に係る分離保管弁済契約は、当該分離保管契約会員に係る委託者債務の弁済が完了するまで、解除しないものとする。

第19条 分離保管弁済契約においては、分離保管契約会員の義務として、指定信託財産の元本の価額、基金分離預託財産の価額、支払保証限度額及び代位弁済限度額の合計額が保全対象財産の額を下ることのないようにすることが規定されていなければならない。

#### **(分離保管弁済限度額)**

第20条 分離保管弁済契約の弁済限度額（以下「分離保管弁済限度額」という。）は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) 指定信託型弁済契約については、当該契約に基づき基金が受益権を行使して交付を受けた指定信託財産の元本の価額
- (2) 基金分離預託型弁済契約については、当該契約に基づき弁済財源に組み入れた基金分離預託財産の価額
- (3) 銀行等保証型弁済契約については、当該契約に基づき基金が保証金融機関から保証支払を受けた金額
- (4) 基金代位弁済委託型弁済契約については、当該契約に基づき基金が第51条第1項に規定する代位弁済積立金から弁済財源に組み入れた金額

#### **(分離保管弁済契約の締結の公告)**

第21条 基金は、分離保管弁済契約を締結したときは、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を公告する。

- (1) 分離保管契約会員の商号及び住所
- (2) 分離保管弁済契約の対象契約型

### (3) 分離保管弁済契約の期間

#### (分離保管弁済契約の変更)

第22条 基金は、次の各号の一に該当するときは、分離保管弁済契約を変更することができる。

- (1) 分離保管契約会員が対象契約型を変更しようとするとき。
- (2) 指定信託型弁済契約に関し、分離保管契約会員が信託機関若しくは指定信託口座を変更しようとするとき又は信託機関が破綻したとき。
- (3) 銀行等保証型弁済契約に関し、分離保管契約会員が保証金融機関を変更しようとするとき、支払保証限度額を変更しようとするとき又は保証金融機関が破綻したとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、基金及び分離保管契約会員が合意したとき。

2 基金は、分離保管弁済契約について前条各号に掲げる公告事項に係る変更をしようとするときは、当該変更後の公告事項を公告する。

3 前項の分離保管弁済契約の変更は、公告の日から効力を生ずる。

#### (分離保管弁済契約の更新)

第23条 分離保管弁済契約は、その契約期間満了の日の30日前までに基金又は分離保管契約会員が期間満了により解約させる旨の通知を行い、かつ、基金及び分離保管契約会員がこれに合意した場合以外は、同一の内容で更新されるものとし、以後も同様とする。

## 第2節の2 区分管理弁済契約

#### (区分管理弁済契約)

第23条の2 区分管理弁済契約は、通知金融商品取引業者となった特定会員である会員について基金が第30条の2の規定により弁済困難の認定又は区分管理弁済案件の認定を行ったときに基金が当該会員に代わって区分管理財産(財産管理措置が講じられた保全対象財産をいう。以下同じ。)により顧客への弁済を行うことを目的として基金と特定会員である会員との間で締結する契約で、指定信託型弁済契約、基金区分預託型弁済契約、銀行等保証型弁済契約及び基金代位弁済委託型弁済契約(第23条の5第1項第2号から第5号に規定する指定信託型弁済契約、基金区分預託型弁済契約、銀行等保証型弁済契約及び基金代位弁済委託型弁済契約をいう。以下この節において同じ。)のうちいずれか1又は2以上の契約により構成されるものとする。

2 前項に規定する指定信託型弁済契約は、当該会員が特定債務を弁済することができない場合に、基金が、指定信託財産につき受益者代理人として受益権を行使するとともに、これにより交付を受けた指定信託財産の元本の価額を限度として当該会員に代

わって特定債務を弁済することを内容とするものをいう。

- 3 第1項に規定する基金区分預託型弁済契約は、当該会員が特定債務を弁済することができない場合に、基金が、基金区分預託財産を弁済財源に組み入れ、その価額を限度として当該会員に代わって特定債務を弁済することを内容とするものをいう。
- 4 第1項に規定する銀行等保証型弁済契約は、当該会員が特定債務を弁済することができない場合に、基金が、保証金融機関から保証支払を受けた額を限度として当該会員に代わって特定債務を弁済することを内容とするものをいう。
- 5 第1項に規定する基金代位弁済委託型弁済契約は、基金代位弁済委託契約に基づく特定債務の弁済手続を定めることを内容とするものをいう。

#### **(区分管理弁済契約の申込み)**

第23条の3 基金と区分管理弁済契約を締結しようとする特定会員である会員は、次の各号に掲げる事項を記載した申込書を基金に提出しなければならない。

(1) 指定信託型弁済契約、基金区分預託型弁済契約、銀行等保証型弁済契約及び基金代位弁済委託型弁済契約のうち、当該区分管理弁済契約の対象とするもの(以下この条、第23条の5、第23条の8及び第23条の9において「対象契約型」という。)

(2) 対象契約型の区分に応じ、基金が別に定める記載事項

- 2 前項の申込書には、対象契約型の区分に応じ、基金が別に定める書類を添付しなければならない。

#### **(締結の手続)**

第23条の4 基金は、前条第1項の規定による申込みがあったときは、遅滞なく、申込みの内容につき審査を行うものとする。この場合において、基金は、当該申込みをした特定会員である会員に対し必要な書類の提出を求めることができる。

- 2 基金は、前項の審査に基づき、遅滞なく区分管理弁済契約の締結の諾否を決定し、当該会員に通知する。

#### **(区分管理弁済契約の内容)**

第23条の5 区分管理弁済契約には、対象契約型及び次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 各対象契約型に共通の事項

- イ 区分管理弁済契約を締結する特定会員である会員(以下「区分管理契約会員」という。)の商号及び住所
- ロ 区分管理弁済契約の期間
- ハ 区分管理弁済契約の失効、変更及び解除に関する事項
- ニ 基金が区分管理契約会員について第30条の2の規定により弁済困難の認定

又は区分管理弁済案件の認定を行った場合には、基金が当該区分管理契約会員の区分管理財産を回収し、当該区分管理契約会員に代わって特定債務を弁済することができる旨

ホ 各対象契約型相互間の弁済順位（2以上の対象契約型を対象とする場合に限る。）

へ その他区分管理弁済契約の実施のために必要な事項

(2) 指定信託型弁済契約に係る事項（対象契約型に指定信託型弁済契約が含まれる場合に限る。）

イ 信託機関の商号及び住所並びに当該信託機関に開設した指定信託口座

ロ 信託機関が破綻した場合の基金への報告及び保全対象財産の保全を回復するため講ずべき措置

ハ 基金が区分管理契約会員について第30条の2の規定により弁済困難の認定又は区分管理弁済案件の認定を行った場合における基金による受益権行使の手続

(3) 基金区分預託型弁済契約に係る事項（対象契約型に基金区分預託型弁済契約が含まれる場合に限る。）

基金が区分管理契約会員について第30条の2の規定により弁済困難の認定又は区分管理弁済案件の認定を行った場合（第33条第2項の場合を含む。）における基金区分預託財産の弁済財源への組入れ

(4) 銀行等保証型弁済契約に係る事項（対象契約型に銀行等保証型弁済契約が含まれる場合に限る。）

イ 保証金融機関の商号及び住所

ロ 支払保証限度額

ハ 保証金融機関が破綻した場合の基金への報告及び保全対象財産の保全を回復するため講ずべき措置

ニ 基金が区分管理契約会員について第30条の2の規定により弁済困難の認定又は区分管理弁済案件の認定を行った場合における基金への保証支払の手続

(5) 基金代位弁済委託型弁済契約に係る事項（対象契約型に基金代位弁済委託型弁済契約が含まれる場合に限る。）

基金が区分管理契約会員について第30条の2の規定により弁済困難の認定又は区分管理弁済案件の認定を行った場合における代位弁済限度額を限度とした第51条第1項に規定する代位弁済積立金の弁済財源への組入れ

2 前項第1号ホの弁済順位は、次に掲げる順位によるものとする。

(1) 指定信託

(2) 基金区分預託

(3) 銀行等保証

(4) 基金代位弁済



3 区分管理契約会員が金商法改正法附則第4条第5項において読み替えて準用する金商法第79条の28第1項の規定により特定会員でなくなったときは、当該区分管理契約会員に係る区分管理弁済契約は、当該区分管理契約会員に係る特定債務の弁済が完了するまで、解除しないものとする。

第23条の6 区分管理弁済契約においては、区分管理契約会員の義務として、指定信託財産の元本の価額、基金区分預託財産の価額、支払保証限度額及び代位弁済限度額の合計額が保全対象財産の額を下ることのないようにすることが規定されていなければならない。

#### **(区分管理弁済限度額)**

第23条の7 区分管理弁済契約の弁済限度額（以下「区分管理弁済限度額」という。）は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) 指定信託型弁済契約については、当該契約に基づき基金が受益権を行使して交付を受けた指定信託財産の元本の価額
- (2) 基金区分預託型弁済契約については、当該契約に基づき弁済財源に組み入れた基金区分預託財産の価額
- (3) 銀行等保証型弁済契約については、当該契約に基づき基金が保証金融機関から保証支払を受けた金額
- (4) 基金代位弁済委託型弁済契約については、当該契約に基づき基金が第51条第1項に規定する代位弁済積立金から弁済財源に組み入れた金額

#### **(区分管理弁済契約の締結の公告)**

第23条の8 基金は、区分管理弁済契約を締結したときは、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を公告する。

- (1) 区分管理契約会員の商号及び住所
- (2) 区分管理弁済契約の対象契約型
- (3) 区分管理弁済契約の期間

#### **(区分管理弁済契約の変更)**

第23条の9 基金は、次の各号の一に該当するときは、区分管理弁済契約を変更することができる。

- (1) 区分管理契約会員が対象契約型を変更しようとするとき。
- (2) 指定信託型弁済契約に関し、区分管理契約会員が信託機関若しくは指定信託口座を変更しようとするとき又は信託機関が破綻したとき。
- (3) 銀行等保証型弁済契約に関し、区分管理契約会員が保証金融機関を変更しようとするとき、支払保証限度額を変更しようとするとき又は保証金融機関が破綻したと

き。

- (4) 前各号に掲げる場合のほか、基金及び区分管理契約会員が合意したとき。
- 2 基金は、区分管理弁済契約について前条各号に掲げる公告事項に係る変更をしようとするときは、当該変更後の公告事項を公告する。
- 3 前項の区分管理弁済契約の変更は、公告の日から効力を生ずる。

### **(区分管理弁済契約の更新)**

第23条の10 区分管理弁済契約は、その契約期間満了の日の30日前までに基金又は区分管理契約会員が期間満了により解約させる旨の通知を行い、かつ、基金及び区分管理契約会員がこれに合意した場合以外は、同一の内容で更新されるものとし、以後も同様とする。

## **第3節 報告及び監視**

### **(書類の提出及び常時監視等)**

- 第24条 会員は、会社法（平成17年法律第86号）第435条第2項に規定する計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書その他の基金が別に定める書類を基金が別に定める期日までに基金に提出しなければならない。
- 2 基金は、前項に定める書類その他の資料により、会員の財産及び経理の状況を常時監視する。
  - 3 基金は、特に必要があると認めるときは、主務大臣（特定会員である会員については、金融庁長官を含む。）に対し、会員に関する資料の交付又は閲覧を要請することができる。

### **(信託財産等の確認)**

- 第25条 指定信託型弁済契約（第18条第1項第2号及び第23条の5第1項第2号に規定する指定信託型弁済契約をいう。以下この条及び第32条において同じ。）を締結した会員は、基金が別に定めるところにより、当該指定信託型弁済契約に係る指定信託財産（第12条第1号及び第14条の3第1号に規定する指定信託財産をいう。以下この条、第32条及び第44条において同じ。）について、信託機関（第11条第1項第1号及び第14条の2第1項第1号に規定する信託機関をいう。以下この条及び第32条において同じ。）の残高証明書又は当該指定信託財産の確認に必要な書面を提出しなければならない。
- 2 基金は、必要があると認める場合には、会員に対し、受託契約準則に定める書面等の提出を求めることができる。
  - 3 基金は、会員の同意を得ずして、当該会員が指定信託契約（第11条第1項第1号及び第14条の2第1項第1号に規定する指定信託契約をいう。以下この条及び第4

4条において同じ。)を締結した信託機関又は当該会員が銀行等保証委託契約(第11条第1項第3号及び第14条の2第1項第3号に規定する銀行等保証委託契約をいう。以下この条及び第44条において同じ。)を締結した保証金融機関(第11条第1項第3号及び第14条の2第1項第3号に規定する保証金融機関をいう。第31条及び第34条において同じ。)に対し、当該会員の委託者資産の分離保管又は顧客資産の区分管理に係る残高証明書その他の関係書類の提出を求め、又は当該指定信託契約若しくは銀行等保証委託契約の締結の状況について確認を求めることができる。

#### **(財務諸表等に対する公認会計士又は監査法人による監査)**

第26条 会員は、毎営業年度、その財務諸表その他基金が定める事項について公認会計士又は監査法人による監査を受けなければならない。ただし、基金の承認を受けた場合は、この限りでない。

## **第4章 弁済手続**

### **第1節 通 則**

#### **(取引証拠金返還手続との関係)**

第27条 基金による弁済事故の処理は、商品取引所等及び金融商品取引所等による取引証拠金の返還手続と密接な関連を持って進められるべきものであることにかんがみ、その実施に当たっては、基金、関係商品取引所等及び関係金融商品取引所等の中で十分な協議調整を図るものとし、諸手続の共同処理等により、委託者等の便宜が図られるよう努めるものとする。

2 前項の目的のため、提出書類の様式については、この規程の趣旨に反しない範囲で、商品取引所等及び金融商品取引所等との共通の様式を採用することができるものとする。

### **第2節 弁済事故の通知**

#### **(基金への通知)**

第28条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、法第303条第1項の規定に基づき、直ちにその旨を基金に通知しなければならない。

- (1) 主務大臣により商品先物取引業の許可を取り消されたとき。
- (2) 更新期間の経過により商品先物取引業の許可が効力を失ったとき。
- (3) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てを行ったとき。

- (4) 商品先物取引業の廃止をしたとき（国内に設けられたすべての営業所又は事業所において法第2条第2項第1号又は第2号に掲げる行為を業として行うことを廃止したときを含む。）若しくは解散をしたとき、又は商品先物取引業の廃止若しくは解散の公告をしたとき。
  - (5) 業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがあるとして、主務大臣により商品先物取引業の停止の命令を受けたとき。
  - (6) 商品取引所等において違約又は支払不能を発生させたとき。
  - (7) 手形交換所による取引停止処分を受けたとき。
- 2 基金は、前項の規定による通知がない場合であっても、会員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、法第304条の規定に基づき、当該会員を通知商品先物取引業者として取り扱うことができる。この場合においては、基金は、当該会員に対し、通知商品先物取引業者として取り扱う旨を速やかに通知する。

#### **（特定会員に係る基金への通知）**

第28条の2 特定会員である会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、金商法改正法附則第4条第1項の規定により適用する金商法第79条の53第1項の規定に基づき、直ちにその旨を基金に通知しなければならない。

- (1) 金融庁長官により金融商品取引業の登録を取り消されたとき。
- (2) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てを行ったとき。
- (3) 金融商品取引業の廃止（商品デリバティブ取引関連業務を行わない旨の金商法第31条第4項の変更登録並びに外国法人である金融商品取引業者にあつては、国内に設けられた全ての営業所又は事務所における金融商品取引業の廃止を含む。以下この号において同じ。）をしたとき若しくは解散（外国法人である金融商品取引業者にあつては、国内に設けられた営業所又は事務所の清算の開始を含む。）をしたとき、又は金融商品取引業の廃止若しくは解散の公告をしたとき。
- (4) 業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがあるとして、金融庁長官により金融商品取引業の全部又は一部の停止の命令を受けたとき。

#### **（通知商品先物取引業者等の財務状況等の監査）**

第29条 基金は、第28条第1項若しくは法第303条第3項若しくは前条若しくは金商法改正法附則第4条第1項の規定により適用する金商法第79条の53第3項から第5項までの規定による通知を受けたとき又は第28条第2項の規定により当該会員を通知商品先物取引業者として取り扱うときは、直ちに当該通知商品先物取引業者又は当該通知金融商品取引業者に対し立入監査を行う等により、その委託者資産の分離保管又は顧客資産の区分管理の状況その他の財務状況を確認するとともに、必要に応じ、委託者資産又は顧客資産を保全するための措置をとるものとする。

- 2 通知商品先物取引業者又は通知金融商品取引業者は、委託者債務又は特定債務の弁済のために計画書を作成し、これを基金に提出しなければならない。

### 第3節 弁済難易度の認定

#### (認定手続)

- 第30条 基金は、第28条第1項若しくは法第303条第3項の規定による通知を受けたとき又は第28条第2項の規定により会員を通知商品先物取引業者として取り扱うときは、運営審議会の意見を聴いて、当該通知商品先物取引業者が委託者債務の円滑な弁済が困難であるかどうかの認定（以下この条において「弁済難易度の認定」という。）を行うものとする。
- 2 基金は、一般委託者の債権の保全のため緊急に弁済難易度の認定を行う必要があるときは、各運営審議会委員に対する個別の意見聴取をもって法第296条第2項の規定に基づく運営審議会の意見の聴取とすることができる。この場合において、基金は、認定後、運営審議会を開催して、認定の経過を説明しなければならない。
  - 3 基金は、弁済難易度の認定を行ったときは、その結果を遅滞なく主務大臣に報告するとともに、当該通知商品先物取引業者並びに関係する信託機関、保証金融機関及び商品取引所等に通知する。
  - 4 基金は、第1項の認定を行うに際し、特に必要があると認めるときは、主務大臣に対し、通知商品先物取引業者に関する資料の交付又は閲覧を要請することができる。

#### (特定会員に係る認定手続)

- 第30条の2 基金は、第28条の2若しくは金商法改正法附則第4条第1項の規定により適用する金商法第79条の53第3項から第5項までの規定による通知を受けたときは、運営審議会の意見を聴いて、当該通知金融商品取引業者が特定債務の円滑な弁済が困難であるかどうかの認定（以下この条において「弁済難易度の認定」という。）を行うものとする。
- 2 基金は、一般顧客の債権の保全のため緊急に弁済難易度の認定を行う必要があるときは、各運営審議会委員に対する個別の意見聴取をもって金融商品取引法施行令及び投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第49号）附則第2条第1項において適用する金商法第79条の45第2項の規定に基づく運営審議会の意見の聴取とすることができる。この場合において、基金は、認定後、運営審議会を開催して、認定の経過を説明しなければならない。
  - 3 基金は、弁済難易度の認定を行ったときは、その結果を遅滞なく金融庁長官及び財務大臣に報告するとともに、当該通知金融商品取引業者並びに関係する信託機関、保証金融機関及び金融商品取引所等に通知する。
  - 4 基金は、第1項の認定を行うに際し、特に必要があると認めるときは、金融庁長官

に対し、通知金融商品取引業者に関する資料の交付又は閲覧を要請することができる。

#### **(認定の種類)**

第31条 弁済難易度の認定(第30条第1項及び第30条の2第1項に規定する弁済難易度の認定をいう。)は、次の各号に掲げる区分により行うものとする。

##### (1) 自主弁済案件の認定

当該通知商品先物取引業者又は通知金融商品取引業者が自主廃業する場合その他その経営が破綻していない場合において、一般債権者等との競合がなく、当該通知商品先物取引業者の分離保管財産又は当該通知金融商品取引業者の区分管理財産であって委託者又は顧客に弁済されることが確実なものの価額(以下「有効分離保管額」又は「有効区分管理額」という。)から保証金融機関より保証支払を受ける額及び第35条第1項に規定する基金代位弁済支払の額を除いたもの及び自己資産により、当該通知商品先物取引業者又は当該通知金融商品取引業者が自主的に第36条第1項又は第36条の2第1項に規定する算定対象債権額の見込額のすべてを弁済することが可能であると明らかに認められる場合

##### (2) 分離保管弁済案件又は区分管理弁済案件の認定

当該通知商品先物取引業者又は通知金融商品取引業者につき一般委託者又は一般顧客が存在しないと明らかに見込まれる場合及び有効分離保管額又は有効区分管理額により第36条第1項又は第36条の2第1項に規定する算定対象債権額の見込額のすべてを弁済することが可能であると明らかに認められる場合(前号に掲げる場合を除く。)

##### (3) 弁済困難の認定

前2号の規定に該当しない場合

2 基金は、前項各号の区分により認定を行った場合において、必要が生じた場合には、運営審議会の意見を聴いて、前項各号に掲げる認定の種類を変更することができる。

## **第4節 分離保管財産等の回収**

#### **(指定信託財産についての受益権の行使)**

第32条 基金は、指定信託型弁済契約を締結している会員について第30条の規定により弁済困難の認定若しくは分離保管弁済案件の認定を行ったとき又は第30条の2の規定により弁済困難の認定若しくは区分管理弁済案件の認定を行ったときは、信託機関に対し受益権の行使を行い、指定信託財産の交付を受けるものとする。

2 前項の規定により交付を受けた指定信託財産は、弁済財源に組み入れるものとする。

#### **(基金分離預託財産等の弁済財源への組入れ)**

第33条 基金は、基金分離預託型弁済契約(第18条第1項第3号に規定する基金分

離預託型弁済契約をいう。)又は基金区分預託型弁済契約(第23条の5第1項第3号に規定する基金区分預託型弁済契約をいう。)を締結している会員について第30条の規定により弁済困難の認定若しくは分離保管弁済案件の認定を行ったとき又は第30条の2の規定により弁済困難の認定若しくは区分管理弁済案件の認定を行ったときは、基金分離預託財産又は基金区分預託財産を弁済財源に組み入れるものとする。

- 2 基金は、前項に規定する場合のほか、分離保管契約会員又は区分管理契約会員が差押え、仮差押え、仮処分、保全差押え等を受けた場合であつて、当該処分が当該分離保管契約会員又は当該区分管理契約会員の経営の悪化に起因するものであると認めるときは、委託者資産又は顧客資産の保全を図るため、基金分離預託財産又は基金区分預託財産を弁済財源に組み入れることができる。

#### **(銀行等保証についての支払請求)**

第34条 基金は、銀行等保証型弁済契約(第18条第1項第4号及び第23条の5第1項第4号に規定する銀行等保証型弁済契約をいう。)を締結している会員について第30条の規定により弁済困難の認定若しくは分離保管弁済案件の認定を行ったとき又は第30条の2の規定により弁済困難の認定若しくは区分管理弁済案件の認定を行ったときは、保証金融機関に対し、基金が当該会員に代わつて委託者債務又は特定債務の弁済を行うこととなるのに伴い当該会員が基金に負う求償債務につき、支払保証限度額(第14条第1項第3号及び第14条の5第3号に規定する支払保証限度額をいう。)を限度として保証支払を求めるものとする。

- 2 前項の規定により保証支払を受けた金額は、弁済財源に組み入れるものとする。

#### **(代位弁済積立金の弁済財源への組入れ)**

第35条 基金は、基金代位弁済委託型弁済契約(第18条第1項第5号及び第23条の5第1項第5号に規定する基金代位弁済委託型弁済契約をいう。)を締結している会員について第30条の規定により弁済困難の認定若しくは分離保管弁済案件の認定を行ったとき又は第30条の2の規定により弁済困難の認定若しくは区分管理弁済案件の認定を行ったとき(基金代位弁済委託契約(第11条第1項第4号及び第14条の2第1項第4号に規定する基金代位弁済委託契約をいう。第44条、第50条、第52条、第53条及び第54条において同じ。)による支払(以下「基金代位弁済支払」という。)なしに次条第1項又は第36条の2第1項に規定する算定対象債権額のすべてを弁済することが可能と見込まれる場合を除く。)は、基金代位弁済支払の実施及びその額(代位弁済限度額を限度とする。)についての決定を行うものとする。

- 2 前項の決定を行うには、委託者債務又は特定債務の価額が確定していることを要しない。

- 3 基金は、第1項の規定に基づき基金代位弁済支払を行う旨の決定をしたときは、当該決定額につき第51条第1項に規定する代位弁済積立金を取り崩して、弁済財源に組み入れるものとする。

## 第5節 弁済公告及び審査

### (弁済公告)

第36条 基金は、通知商品先物取引業者について第30条の規定により弁済困難の認定又は分離保管弁済案件の認定を行ったときは、運営審議会の意見を聴いて、委託者が当該認定に係る通知商品先物取引業者に対して有する算定対象債権額(本条の規定による公告をした日において当該通知商品先物取引業者の委託者が商品市場における取引等につき現に当該通知商品先物取引業者に対して有する債権(法第221条第2項に規定する商品市場における取引等の受託に関して生じた事故であつて規則第112条に規定するものを除く。)の額から現に当該通知商品先物取引業者に対して負っている債務の額を控除して得た額のうち、当該委託者が商品取引所等に対して有する取引証拠金の返還請求権の額を控除した額をいう。以下同じ。)の届出を受けるため、届出期間、届出場所、届出書の様式及び添付書類並びに支払期間、支払場所及び支払方法を定め、これらの事項及び次に掲げる事項を公告する。

- (1) 当該通知商品先物取引業者の商号、代表者の氏名、本店及び商品取引受託業務を行う支店その他の営業所の名称及び所在地
  - (2) 当該通知商品先物取引業者に係る算定対象債権額につき、分離保管弁済を行うため支払手続を開始する旨及び分離保管弁済限度額(分離保管財産の現金化が未了である等のためその金額が確定していないときは、その概算額)
  - (3) 当該通知商品先物取引業者に係る一般委託者について、分離保管弁済によって弁済されない算定対象債権額がある場合は、分離保管弁済によって弁済されない算定対象債権額につき一人当たり1千万円の範囲内で一般委託者支払を行うため、支払手続を開始する旨
  - (4) 当該通知商品先物取引業者に対し算定対象債権額を有している者は、届出期間内に、この公告の定めるところにより当該算定対象債権額を届け出るべき旨
  - (5) この公告に従った届出をしないときは、弁済手続から除斥されるべき旨
  - (6) 基金がこの公告に基づき一般委託者支払をしたときは、これに伴いその弁済支払に係る委託者の補償対象債権は、その受領と同時に消滅する旨
  - (7) 基金がこの公告に基づき基金代位弁済支払をしたときは、これに伴いその弁済支払に係る委託者の債権は、その受領と同時に基金に移転する旨
- 2 委託者債権の譲渡を受け、又は委託者債権を担保として取得した者は、当該委託者債権につき、前項の規定による届出を行うことができない。
- 3 会員又は会員以外の商品先物取引業者がその委託者の計算において通知商品先物



取引業者に対し商品市場における取引等（法第2条第21項第1号又は第3号に掲げるものに限る。）を委託した場合における第1項の規定による届出は、当該会員又は会員以外の商品先物取引業者が行うものとする。

- 4 前項に規定する場合において、第1項の規定による届出を行った当該会員又は会員以外の商品先物取引業者は、第41条の規定により基金から弁済支払を受けた額を、第40条第1項の規定により基金が作成した弁済計画にしたがって当該委託者に弁済しなければならない。
- 5 第1項に規定する算定対象債権額は、本邦通貨により算定するものとする。この場合において、外国通貨で表示される委託者資産の額の本邦通貨への換算は、基金が別に定める外国為替相場によるものとする。

### **（特定会員に係る弁済公告）**

第36条の2 基金は、通知金融商品取引業者について第30条の2の規定により弁済困難の認定又は区分管理弁済案件の認定を行ったときは、運営審議会の意見を聴いて、顧客が当該認定に係る通知金融商品取引業者に対して有する算定対象債権額（本条の規定による公告をした日において当該通知金融商品取引業者の顧客が対象商品デリバティブ取引関連取引につき現に当該通知金融商品取引業者に対して有する債権（金商法第46条の5第2項に規定する商品関連市場デリバティブ取引の受託に関して生じた事故であって府令第118条に規定するものを除く。）の額から現に当該通知金融商品取引業者に対して負っている債務の額を控除して得た額のうち、当該顧客が金融商品取引所等に対して有する取引証拠金の返還請求権の額を控除した額をいう。以下同じ。）の届出を受けるため、届出期間、届出場所、届出書の様式及び添付書類並びに支払期間、支払場所及び支払方法を定め、これらの事項及び次に掲げる事項を公告する。

- (1) 当該通知金融商品取引業者の商号、代表者の氏名、本店及び商品デリバティブ取引関連業務を行う支店その他の営業所の名称及び所在地
- (2) 当該通知金融商品取引業者に係る算定対象債権額につき、区分管理弁済を行うため支払手続を開始する旨及び区分管理弁済限度額（区分管理財産の現金化が未了である等のためその金額が確定していないときは、その概算額）
- (3) 当該通知金融商品取引業者に係る一般顧客について、区分管理弁済によって弁済されない算定対象債権額がある場合は、区分管理弁済によって弁済されない算定対象債権額につき一人当たり1千万円の範囲内で一般顧客支払を行うため、支払手続を開始する旨
- (4) 当該通知金融商品取引業者に対し算定対象債権額を有している者は、届出期間内に、この公告の定めるところにより当該算定対象債権額を届け出るべき旨
- (5) この公告に従った届出をしないときは、弁済手続から除斥されるべき旨
- (6) 基金がこの公告に基づき一般顧客支払をしたときは、これに伴いその弁済支払に

- 係る顧客の補償対象債権は、その受領と同時に消滅する旨
- (7) 基金がこの公告に基づき基金代位弁済支払をしたときは、これに伴いその弁済支払に係る顧客の債権は、その受領と同時に基金に移転する旨
- 2 顧客債権の譲渡を受け、又は顧客債権を担保として取得した者は、当該顧客債権につき、前項の規定による届出を行うことができない。
  - 3 特定会員である会員又は特定会員である会員以外の金融商品取引業者がその顧客の計算において通知金融商品取引業者に対し商品関連市場デリバティブ取引を委託した場合における第1項の規定による届出は、当該会員又は特定会員である会員以外の金融商品取引業者が行うものとする。
  - 4 前項に規定する場合において、第1項の規定による届出を行った当該会員又は特定会員である会員以外の金融商品取引業者は、第41条の規定により基金から弁済支払を受けた額を、第40条の2第1項の規定により基金が作成した弁済計画にしたがって当該顧客に弁済しなければならない。
  - 5 第1項に規定する算定対象債権額は、本邦通貨により算定するものとする。この場合において、外国通貨で表示される顧客資産の額の本邦通貨への換算は、基金が別に定める外国為替相場によるものとする。

#### **(届出内容の審査)**

- 第37条 基金は、第36条第1項又は前条第1項の規定による公告に定めた届出期間が経過した後、遅滞なく、届出内容を審査する。
- 2 基金は、前項に規定する審査において、届出内容を法第222条又は金商法第46条の2に規定する帳簿その他の証拠と照合し、確認する。
  - 3 基金は、第1項の規定による審査をするに当たっては、届出人及び当該通知商品先物取引業者又は当該通知金融商品取引業者に対し、届出に係る請求権について証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えるものとする。

#### **(譲渡等の禁止)**

- 第38条 届出人は、届出に係る委託者債権又は顧客債権を他に譲渡し、又は担保に供することができない。

#### **(届出人の故意又は重大な過失)**

- 第39条 届出人の故意又は重大な過失により委託者債権又は顧客債権が発生し、その額が増加し、減少せず、又は消滅しなかったときは、基金は、その発生し、増加し、減少せず、又は消滅しなかった債権の額については、次条第1項に規定する分離保管弁済金額並びに補償対象債権及び一般委託者支払の額又は第40条の2第1項に規定する区管理弁済金額並びに補償対象債権及び一般顧客支払の額から控除することができる。

## 第6節 弁済支払

### (弁済計画の作成)

第40条 基金は、第37条第1項の規定による審査（第36条第1項の規定による公告に対する届出に係る審査に限る。）の結果に基づき、運営審議会の意見を聴いて、各届出人につき、一般委託者については分離保管弁済金額並びに補償対象債権及び一般委託者支払の額（弁済困難の認定の場合に限る。）の、一般委託者以外の者については分離保管弁済金額の算定を行い、弁済計画を作成する。

- 2 2以上の委託者債権が同一人に属すると認められるときは、これを1の債権として、前項の規定を適用する。
- 3 第1項に規定する分離保管弁済金額は、分離保管弁済限度額を各委託者の算定対象債権額に応じ比例配分して定めるものとする。ただし、分離保管弁済限度額が算定対象債権額の合計額を超えるときは、分離保管弁済金額は各委託者の算定対象債権額とする。
- 4 補償対象債権の額は第36条第1項の規定による公告をした日における各一般委託者の算定対象債権額のうち分離保管弁済をもって弁済されない額とし、一般委託者支払の額は補償対象債権の額を基に1人当たり1千万円を限度として定めるものとする。

### (特定会員に係る弁済計画の作成)

第40条の2 基金は、第37条第1項の規定による審査（第36条の2第1項の規定による公告に対する届出に係る審査に限る。）の結果に基づき、運営審議会の意見を聴いて、各届出人につき、一般顧客については区分管理弁済金額並びに補償対象債権及び一般顧客支払の額（弁済困難の認定の場合に限る。）の、一般顧客以外の者については区分管理弁済金額の算定を行い、弁済計画を作成する。

- 2 2以上の顧客債権が同一人に属すると認められるときは、これを1の債権として、前項の規定を適用する。
- 3 第1項に規定する区分管理弁済金額は、区分管理弁済限度額を各顧客の算定対象債権額に応じ比例配分して定めるものとする。ただし、区分管理弁済限度額が算定対象債権額の合計額を超えるときは、区分管理弁済金額は各顧客の算定対象債権額とする。
- 4 補償対象債権の額は第36条の2第1項の規定による公告をした日における各一般顧客の算定対象債権額のうち区分管理弁済をもって弁済されない額とし、一般顧客支払の額は補償対象債権の額を基に1人当たり1千万円を限度として定めるものとする。

### (弁済支払)

第41条 基金は、第40条又は前条の規定により作成した弁済計画に基づき、一般委託者支払又は一般顧客支払の額の合計額に相当する金額につき委託者保護資金の取崩しを行うとともに、回収した分離保管財産又は区分管理財産を合わせて弁済財源とし、これをもって届出人に対して弁済支払を行うものとする。

2 第36条第3項又は第36条の2第3項に規定する場合において、前項の規定により基金から委託者又は顧客に代わって弁済支払を受けた会員は、当該弁済支払を受けた額のうち当該委託者又は顧客の計算に属する額について、これを当該委託者又は顧客に弁済するまでの間、基金分離預託又は基金区分預託その他の適切な方法により委託者資産保全措置又は財産管理措置を講じなければならない。

3 前項に規定する場合において、基金は、委託者債権又は顧客債権の保全のため必要と認めるときは、当該会員の委任を受けて、当該委託者又は顧客に直接に弁済することができるものとする。

#### **(弁済財源の余剰分の返還)**

第42条 基金は、第40条第3項ただし書又は第40条の2第3項ただし書に該当する場合においては、前条の規定による弁済支払が完了したときに、分離保管弁済又は区分管理弁済に使用しなかった弁済財源の額を、第18条第2項又は第23条の5第2項に定める弁済順位の逆の順位により返還する。

#### **(求償債権の処理)**

第43条 基金は、一般委託者支払又は一般顧客支払をしたときは、法第307条第4項又は金商法改正法附則第4条第1項の規定により適用する金商法第79条の5第4項の規定により、その弁済支払をした金額に応じ、当該弁済支払に係る補償対象債権を取得する。

2 基金は、前項の規定により取得した補償対象債権のうち求償が可能なものについては遅滞なく求償を行うものとし、求償が困難と判断される補償対象債権については、損失として処理する。

3 基金は、前項に規定する補償対象債権の求償を担保するため、会員が商品取引所等に対し有する持分、脱退等調整金、信託金、清算預託金、取引証拠金、場勘定損益差金（約定差金、帳入差金及び権利行使約定差金をいい、自己分に限る。以下同じ。）及びオプションの対価（自己分に限る。）の返還又は交付を受ける権利に対し質権を設定する契約を当該会員と締結するものとし、基金からこの契約の締結を求められた会員は、これに応じなければならない。

4 基金と前項に規定する契約を締結した会員は、基金とともに、前項の商品取引所等に対し、民法（明治29年法律第89号）第364条に規定する質権設定の通知を、確定日付のある書面により、基金の定める方法に従って行わなければならない。ただし、当該商品取引所等から、この契約による質権設定につき、確定日付のある書面に

より異議を留めない承諾があった場合には、この限りでない。

## **第5章 自主弁済案件の処理**

### **第1節 自主弁済計画の認定等**

#### **(自主弁済計画の認定)**

第44条 第30条又は第30条の2の規定により自主弁済案件の認定を受けた通知商品先物取引業者又は通知金融商品取引業者は、基金の定める様式による自主弁済計画を、遅滞なく基金に提出しなければならない。

2 前項の規定により自主弁済計画の提出があったときは、基金は、運営審議会の意見を聴いて、当該自主弁済計画が適当であるかどうかの認定を行うものとする。この場合において、当該自主弁済計画が適当でないときは、基金は、当該通知商品先物取引業者若しくは当該通知金融商品取引業者に当該自主弁済計画を修正させ、又は運営審議会の意見を聴いて、第31条第1項各号に掲げる認定の種類を変更することができる。

3 基金は、前項の規定により自主弁済計画が適当である旨の認定を行ったときは、当該自主弁済計画の実施に必要な範囲内において、指定信託財産の払出しのために指定信託契約の解約を認め、担保の解除のために銀行等保証委託契約の解約を認め、代位弁済担保の解除のために基金代位弁済委託契約の解約を認め、並びに基金分離預託財産又は基金区分預託財産の払出しを行うことができる。

4 第2項の規定により自主弁済計画が適当である旨の認定を受けた通知商品先物取引業者又は通知金融商品取引業者は、当該自主弁済計画に従って、委託者債務又は特定債務の弁済を行わなければならない。

#### **(自主弁済の報告等)**

第45条 前条の規定により自主弁済計画に従って委託者債務又は特定債務の弁済を行う通知商品先物取引業者又は通知金融商品取引業者は、委託者債務又は特定債務の弁済が完了したときは、その旨を基金に報告しなければならない。

2 基金は、前条の規定により認定した自主弁済計画が正しく実施されていないと認めるときは、運営審議会の意見を聴いて、第31条第1項各号に掲げる認定の種類を変更することができる。

### **第2節 返還資金融資**

#### **(返還資金融資の申込み)**

第46条 第44条第2項の規定により自主弁済計画が適当である旨の認定を受けた通知商品先物取引業者は、一般委託者に対する迅速な弁済を行うため必要があるときは、主務大臣に対し、法第308条第2項の規定に基づく適格性の認定の申請を行うものとし、主務大臣から当該認定を受けたときは、同条第1項の規定により基金に対し返還資金融資の申込みを行うことができる。

2 通知商品先物取引業者は、前項の規定により返還資金融資の申込みをしようとするときは、基金の定める様式による返還資金融資申込書を基金に提出しなければならない。

#### **(返還資金融資の決定)**

第47条 基金は、前条第1項の規定による申込みを受けたときは、運営審議会の意見を聴いて、当該通知商品先物取引業者に対し返還資金融資を行うかどうかの決定を行うものとする。

2 基金が返還資金融資を行う旨の決定を行うには、当該通知商品先物取引業者が法第308条第2項各号に掲げる要件に該当し、かつ、次に掲げる要件のすべてが満たされていないなければならない。

(1) 当該通知商品先物取引業者に一般委託者への弁済を迅速に行わせることが、商品先物取引の信頼性確保等の観点から望ましいと認められること。

(2) 返還資金融資に係る資金に対する差押等により一般委託者債務の迅速な弁済が妨げられる恐れがないこと。

(3) 当該通知商品先物取引業者の財産に担保権を設定する等により、返還資金融資の確実な返済が担保されること。

3 基金は、返還資金融資を行う旨の決定を行うときは、融資金額、返済期限、担保、利子その他の融資条件を定めるものとする。

#### **(主務大臣への報告)**

第48条 基金は、前条第1項の規定により返還資金融資を行うかどうかの決定を行ったときは、直ちに、その決定に係る事項(融資条件を含む。)を主務大臣に報告する。

#### **(返還資金融資に係る経理)**

第49条 第47条第1項の規定による決定に基づく返還資金の貸付け、返済その他返還資金融資に係る経理は、委託者等保護資金勘定において行うものとする。

### **第3節 特定会員に係る返還資金融資**

#### **(返還資金融資の申込み)**

第49条の2 第44条第2項の規定により自主弁済計画が適当である旨の認定を受

けた通知金融商品取引業者は、一般顧客に対する迅速な弁済を行うため必要があるときは、金融庁長官に対し、金商法改正法附則第4条第1項の規定により適用する金商法第79条の59第2項の規定に基づく適格性の認定の申請を行うものとし、金融庁長官から当該認定を受けたときは、同条第1項の規定により基金に対し返還資金融資の申込みを行うことができる。

- 2 通知金融商品取引業者は、前項の規定により返還資金融資の申込みをしようとするときは、基金の定める様式による返還資金融資申込書を基金に提出しなければならない。

#### **(返還資金融資の決定)**

第49条の3 基金は、前条第1項の規定による申込みを受けたときは、運営審議会の意見を聴いて、当該通知金融商品取引業者に対し返還資金融資を行うかどうかの決定を行うものとする。

- 2 基金が返還資金融資を行う旨の決定を行うには、当該通知金融商品取引業者が金商法改正法附則第4条第1項の規定により適用する金商法第79条の59第2項各号に掲げる要件に該当し、かつ、次に掲げる要件のすべてが満たされていなければならない。

- (1) 当該通知金融商品取引業者に一般顧客への弁済を迅速に行わせることが、商品関連市場デリバティブ取引の信頼性確保等の観点から望ましいと認められること。
- (2) 返還資金融資に係る資金に対する差押等により一般顧客債務の迅速な弁済が妨げられる恐れがないこと。
- (3) 当該通知金融商品取引業者の財産に担保権を設定する等により、返還資金融資の確実な返済が担保されること。

- 3 基金は、返還資金融資を行う旨の決定を行うときは、融資金額、返済期限、担保、利子その他の融資条件を定めるものとする。

#### **(金融庁長官及び財務大臣への報告)**

第49条の4 基金は、前条第1項の規定により返還資金融資を行うかどうかの決定を行ったときは、直ちに、その決定に係る事項（融資条件を含む。）を金融庁長官及び財務大臣に報告する。

#### **(返還資金融資に係る経理)**

第49条の5 第49条の3第1項の規定による決定に基づく返還資金の貸付け、返済その他返還資金融資に係る経理は、委託者等保護資金勘定において行うものとする。

## **第6章 基金代位弁済**

## 第1節 基金代位弁済業務

### (基金代位弁済業務)

第50条 基金は、法第300条第4号又は金商法改正法附則第4条第1項第4号の業務として、委託者資産の分離保管又は顧客資産の区分管理のため、次の各号に掲げる会員との間で、基金代位弁済委託契約を締結し、基金代位弁済に係る業務を行うことができる。

(1) 基金の設立の際、協会と平成16年改正法による改正前の商品取引所法第97条の2第3項に規定する弁済契約を締結していた会員であって、基金の設立に伴い基金の会員となったもの

(2) 前号の会員以外の会員であって、前号の会員と均衡のとれた負担を行うもの

2 前項第2号に規定する「前号の会員と均衡のとれた負担」とは、前項第2号の会員が基金代位弁済委託契約をはじめて締結しようとする直近時点の会員の純資産額を基本として次に掲げる区分に応じた基金代位弁済拠出金を基金に納付することをいう。

純資産額の区分	基金代位弁済拠出金
50億円以上	2000万円
20億円以上50億円未満	1000万円
20億円未満	500万円

3 前項に規定する純資産額は法第192条第3項に規定する純資産額をいう。

4 第1項の業務に関しては、この規程に定めるもののほか、基金が別に定めるところによる。

### (代位弁済積立金)

第51条 基金代位弁済に要する費用の原資として、基金に代位弁済積立金を置く。

2 代位弁済積立金は、協会から承継した資金のうち、代位弁済積立金に充てるものとして基金が指定し、平成16年改正法附則第19条第3項又は第4項の規定により認可を受けたもの及び前条第2項に規定する基金代位弁済拠出金によって造成されるものとする。

## 第2節 基金代位弁済委託契約

### (基金代位弁済委託契約締結の申込み)

第52条 第11条第1項第4号又は第14条の2第1項第4号の規定に基づき基金



との間で基金代位弁済委託契約を締結しようとする会員は、基金の定める様式による申込書を基金に提出しなければならない。

#### **(締結の手続)**

第53条 基金は、前条の規定に基づく申込みがあったときは、遅滞なく、申込みの内容等につき審査を行うものとする。この場合において、基金は、当該申込みをした会員に対し必要な書類の提出を求めることができる。

2 基金は、前項の審査に基づき、遅滞なく基金代位弁済委託契約の締結の諾否を決定し、当該会員に通知する。

#### **(基金代位弁済委託契約の締結又は更新の拒否)**

第54条 会員が法令若しくは定款、業務規程その他の基金が定める規定に違反し、又はその財務状況等からみて適当でないと認めるときは、基金は、当該会員につき基金代位弁済委託契約の締結を行わないものとする。

2 会員が虚偽の書類の提出その他不正な方法により基金代位弁済委託契約を締結したときは、基金は、基金代位弁済委託契約を解除できるものとする。

#### **(基金代位弁済委託契約の内容)**

第55条 基金代位弁済委託契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 基金代位弁済委託契約を締結した会員（以下「代位弁済会員」という。）について基金が第30条の規定により弁済困難の認定又は分離保管弁済案件の認定を行った場合に、基金が、あらかじめ定める代位弁済限度額を限度として、代位弁済会員に代わって当該委託者債務を代位弁済すること。

(2) 前号の場合において、当該代位弁済会員に係る基金代位弁済支払の額の合計額が代位弁済積立金の残高を超えるときは、当該基金代位弁済支払の額の合計額は、代位弁済積立金の残高を限度とすること。

(3) 基金が第1号の規定により代位弁済を行った場合には、基金は、基金代位弁済支払の額を代位弁済会員に対して求償し得ること。

(4) 前号の規定にかかわらず、基金は、代位弁済会員について第30条の規定により弁済困難の認定又は分離保管弁済案件の認定を行ったときは、当該代位弁済会員に対し代位弁済限度額の範囲内において事前の求償権を行使することができること。

(5) 基金代位弁済委託契約の解約又は変更は、あらかじめ基金の承認を受けたときでなければ、行ってはならないものとする。

(6) 分離保管弁済契約が解除された場合には、基金は基金代位弁済委託契約を解除することができること。

2 前項に規定するもののほか、基金代位弁済委託契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 総則的事項
  - イ 代位弁済会員の商号及び住所
  - ロ 基金代位弁済委託契約の期間
  - ハ 基金代位弁済委託契約の失効、変更及び解除に関する事項
  - ニ その他基金代位弁済委託契約の実施のために必要な事項
- (2) 代位弁済会員の義務
  - イ 手数料の納付に関する事項
  - ロ 代位弁済担保の設定に関する事項
- (3) 基金代位弁済
  - 基金代位弁済の実施及び基金代位弁済支払の額の決定に関する事項

#### **(特定会員に係る基金代位弁済委託契約の内容)**

第55条の2 特定会員である会員に係る基金代位弁済委託契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 基金代位弁済委託契約を締結した特定会員である会員(以下「特定代位弁済会員」という。)について基金が第30条の2の規定により弁済困難の認定又は区分管理弁済案件の認定を行った場合に、基金が、あらかじめ定める代位弁済限度額を限度として、特定代位弁済会員に代わって当該特定債務を代位弁済すること。
  - (2) 前号の場合において、当該特定代位弁済会員に係る基金代位弁済支払の額の合計額が代位弁済積立金の残高を超えるときは、当該基金代位弁済支払の額の合計額は、代位弁済積立金の残高を限度とすること。
  - (3) 基金が第1号の規定により代位弁済を行った場合には、基金は、基金代位弁済支払の額を特定代位弁済会員に対して求償し得ること。
  - (4) 前号の規定にかかわらず、基金は、特定代位弁済会員について第30条の2の規定により弁済困難の認定又は区分管理弁済案件の認定を行ったときは、当該特定代位弁済会員に対し代位弁済限度額の範囲内において事前の求償権を行使することができること。
  - (5) 基金代位弁済委託契約の解約又は変更は、あらかじめ基金の承認を受けたときでなければ、行ってはならないものとする。
  - (6) 区分管理弁済契約が解除された場合には、基金は基金代位弁済委託契約を解除することができること。
- 2 前項に規定するもののほか、基金代位弁済委託契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。
- (1) 総則的事項
    - イ 特定代位弁済会員の商号及び住所
    - ロ 基金代位弁済委託契約の期間
    - ハ 基金代位弁済委託契約の失効、変更及び解除に関する事項

- ニ その他基金代位弁済委託契約の実施のために必要な事項
- (2) 特定代位弁済会員の義務
  - イ 手数料の納付に関する事項
  - ロ 代位弁済担保の設定に関する事項
- (3) 基金代位弁済
  - 基金代位弁済の実施及び基金代位弁済支払の額の決定に関する事項

#### **(代位弁済限度額)**

第56条 代位弁済会員（特定代位弁済会員を含む。以下同じ。）ごとの代位弁済限度額は、前事業年度末における基金の代位弁済積立金残高の2分の1の範囲内で基金が別に定める額を上限とし、かつ、全代位弁済会員についての代位弁済限度額の合計額は、前事業年度末における基金の代位弁済積立金の残高の10倍を超えることができないものとする。

#### **(代位弁済担保)**

第57条 基金は、代位弁済会員に対し、代位弁済限度額に応じた代位弁済担保を設定する。当該代位弁済会員は、これに従わなければならない。

2 前項の代位弁済担保の設定は、代位弁済限度額に対し別に定める料率の金銭又は有価証券（基金が別に定めるものに限る。）を基金に預託することによって行うものとする。

3 前項の規定により基金代位弁済の担保として基金に預託された財産は、第11条第1項に規定する委託者資産保全措置又は第14条の2第1項に規定する財産管理措置に含めてはならない。

4 基金は、第2項の規定により預託を受けた財産を、別に定めるところにより管理する。ただし、その払出しは、次項に規定する代位弁済担保について発生した利子その他の果実又はこれに相当する額の払出しを除き、基金代位弁済委託契約の契約期間中は行うことができないものとする。

5 基金は、代位弁済担保について発生した利子その他の果実又はこれに相当する額を、別に定めるところにより当該代位弁済担保を預託した会員に配分又は返還する。

#### **(基金代位弁済支払)**

第58条 基金は、基金代位弁済支払を行うときは、算定対象債権額の合計額から指定信託、基金分離預託又は基金区分預託及び銀行等保証に係る分離保管財産又は区分管理財産の価額を控除した残額について、代位弁済限度額を限度として、第35条第3項の規定による代位弁済積立金から弁済財源への組入れを行うものとする。

2 基金が前項の規定により基金代位弁済支払を行ったときは、前条の規定による代位弁済担保として預託された財産（当該基金代位弁済支払の額が代位弁済担保の額に満

たないときは、当該基金代位弁済支払の額に相当する部分)を代位弁済積立金に繰り入れるものとし、当該代位弁済担保の繰入れにより補填されなかった額について、基金は当該代位弁済会員に対し求償権を取得する。

- 3 基金は、前項の規定にかかわらず、代位弁済会員について基金が第30条の規定により弁済困難の認定若しくは分離保管弁済案件の認定を行ったとき又は第30条の2の規定により弁済困難の認定若しくは区分管理弁済案件の認定を行ったときは、当該代位弁済会員に対し代位弁済限度額の範囲内において事前の求償権を行使することができるものとする。
- 4 基金は、前2項に規定する求償を担保するため、前条第2項に規定する代位弁済担保に加え、会員が商品取引所等に対し有する持分、脱退等調整金、信託金、清算預託金、取引証拠金、場勘定損益差金及びオプションの対価(自己分に限る。)の返還又は交付を受ける権利に対し質権を設定する契約を当該会員と締結するものとし、基金からこの契約の締結を求められた会員は、これに応じなければならない。
- 5 基金と前項に規定する契約を締結した会員は、基金とともに、前項の商品取引所等に対し、民法第364条に規定する質権設定の通知を、確定日付のある書面により、基金の定める方法に従って行わなければならない。ただし、当該商品取引所等から、この契約による質権設定につき、確定日付のある書面により異議を留めない承諾があった場合には、この限りでない。
- 6 第2項又は第3項の規定に基づく求償権の行使により基金が取得した財産は、代位弁済積立金に繰り入れるものとする。

## **第6章の2 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第4章 第5節、第5章第3節及び第6章第3節の規定による顧客表 の提出その他これらの規定による業務**

第58条の2 基金は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成8年法律第95号。以下「更生特例法」という。)第4章第5節、第5章第3節及び第6章第3節の規定に従い、これらの規定による顧客表の提出その他の業務を適切に行うものとする。

## **第6章の3 破産手続開始の申立ての要請**

### **(破産手続開始の申立ての要請)**

第58条の3 基金は、定款第12条の3の規定に基づき、特定会員である会員に対して破産手続開始の申立てを行うよう要請したものの、当該会員が正当な理由なく破産

手続開始の申立て等を行わないときには、更生特例法第490条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立てを行うよう内閣総理大臣に対し要請することができる。

- 2 基金は、前項の要請を行った結果、内閣総理大臣による破産手続開始の申立てが行われる場合において、当該申立ての対象となる会員の資力、財産の状況その他の事情を考慮して、基金の目的の効率的な達成のために特に必要と認めるとき（定款第56条の2に規定すると特定業務の遂行に係る費用の抑制が見込まれる場合に限る。）は、当該破産手続に要する費用等を負担することができる。

## 第7章 雑 則

### （公告の方法）

第59条 基金による公告は、基金の掲示場に掲示して行い、必要があるときは、電子公告又は官報に掲載して行うものとする。

### （裁判上又は裁判外の行為を行うための委任の取得）

第60条 基金は、法第101条第5項に規定する信託金に係る権利の行使その他の法第311条第1項に規定する一般委託者が通知商品先物取引業者に対して有する債権（当該一般委託者の委託者資産に係るものに限る。）又は金商法第114条第4項に規定する信託金に係る権利の行使その他の金商法改正法附則第4条第1項の規定により適用する金商法第79条の60第1項に規定する一般顧客が通知金融商品取引業者に対して有する債権（当該一般顧客の顧客資産に係るものに限る。）の実現を保全するために必要な裁判上又は裁判外の行為を行う場合には、通知商品先物取引業者の一般委託者又は通知金融商品取引業者の一般顧客から委任を受けるものとする。

### （取引証拠金、委託証拠金又は取次証拠金の取次委託者等への返還の特例）

第61条 基金は会員及び取次契約に係る当事者と定款第13条第6項に掲げる契約を締結したときは当該会員に代わって、直接委託者若しくは取次委託者又は顧客若しくは取次顧客に対し取引証拠金、委託証拠金又は取次証拠金を返還することができる。

### （細則の制定）

第62条 この規程に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

## 附 則

### （施行期日）

第1条 この規程は、主務大臣の認可を受けた日（その日が平成17年5月1日前であるときは、平成17年5月1日）から施行する。

#### **（承継業務の実施方法）**

第2条 協会の弁済業務規程第11条の2第7項に規定する契約会員等が前条に規定する施行期日前に協会の弁済業務規程第24条第1項各号のいずれかに該当したときは、改正法附則第19条第5項の規定により協会から承継した業務のうち協会の定款第4条第1号に規定する弁済業務については、協会の弁済業務規程及びこれに基づき締結された契約に従い行うものとする。

第3条 委託者保護資金は、改正法附則第19条第5項の規定により協会から承継された業務のうち、改正法附則第19条第9項の規定により基金の定款第53条第1号の業務とみなされたものに要する費用に充てるため、使用することができる。

#### **（平成17年度及び平成18年度の新規会員負担金の算定方法）**

第4条 平成17年度の新規会員負担金の額の算定については、第8条第1項中「その前事業年度」とあるのは「平成16年4月から平成17年3月まで」と、同条第2項第1号及び第2号中「加入年度の前事業年度」とあるのは「平成16年4月から平成17年3月まで」と読み替えるものとする。

2 平成18年度の新規会員負担金の額の算定については、第8条第1項中「その前事業年度」とあるのは「平成17年4月から平成18年3月まで」と、同条第2項第1号及び第2号中「加入年度の前事業年度」とあるのは「平成17年4月から平成18年3月まで」と読み替えるものとする。

## **附 則**

（平成18年3月23日 改正）

#### **（施行期日）**

第1条 この規程は、主務大臣の認可を受けた日（平成18年3月30日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、主務大臣の認可の日がそれぞれ当該各号に掲げる日前であるときは、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

（1）第13条の改正規定及び改正後の第36条第5項の規定

平成18年4月28日

（2）第24条の改正規定

会社法の施行の日

2 改正後の第36条の規定の適用についてはこの規程の施行後に行われる公告から適用し、その時までに行われる公告についてはこの規程の施行後もなお従前の例によ

る。

## 附 則

(平成19年3月20日 改正)

### (施行期日)

第1条 この規程は、主務大臣の認可を受けた日(平成19年4月2日)から施行する。

## 附 則

(平成19年9月25日 改正)

### (施行期日)

第1条 この規程は、主務大臣の認可を受けた日(平成19年9月28日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、主務大臣の認可の日がそれぞれ当該各号に掲げる日前であるときは、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

#### (1) 第3条の改正規定

証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成19年政令第233号)の施行の日

#### (2) 第12条及び第15条の改正規定

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第109号)の施行の日

## 附 則

(平成20年3月18日 改正)

### (施行期日)

第1条 この規程は、主務大臣の認可を受けた日(平成20年3月27日)から施行する。

## 附 則

(平成20年5月30日 改正)

### (施行期日)

第1条 この規程は、主務大臣の認可を受けた日(平成20年6月30日)から施行する。

## 附 則

(平成21年3月23日 改正)

### (施行期日)

第1条 この規程は、主務大臣の認可を受けた日(平成21年3月31日)から施行する。

## 附 則

(平成21年10月9日 改正)

### (施行期日)

第1条 この規程は、主務大臣の認可を受けた日(平成21年10月26日)から施行する。

### (本改正の施行日前に基金に加入した会員に係る預託金の特則)

第2条 基金は、本改正の施行日前に預託金を預託した会員(以下「預託金預託会員」という。)の預託した預託金が新規会員負担金の額に満たないときは、当該会員から追加で預託金を預託させることができるものとし、基金から追加で預託金の預託を求められた会員はこれを預託しなければならない。

2 基金は、預託金預託会員の預託した預託金が新規会員負担金の額を超過するときは、当該会員に対し、当該会員が預託した預託金のうち超過分(第10条第5項の規定により基金が委託者保護資金に繰り入れたものを除く。)を返還する。

3 前2項の規定による預託金の預託及び返還は、基金と当該会員との間で契約を締結して行う。

## 附 則

(平成22年5月31日 改正)

### (施行期日)

第1条 この規程は、主務大臣の認可を受けた日(平成22年7月5日)から施行する。

## 附 則

(平成22年11月30日 改正)

### (施行期日)

第1条 この規程は、基金の成立の日又は商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成21年法律第74号)の施行日のいずれか



遅い日から施行する。

**(預託金の返戻等)**

第2条 この規程の施行の際、改正前の業務規程第10条に基づき預託金をしている会員は、新規会員負担金を納付しなければならない。

2 基金は、前項の新規会員負担金の納付を受けた会員に預託金を返戻する。

**附 則**

(平成23年12月15日 改正)

**(施行期日)**

第1条 この規程は主務大臣の認可を受けた日（平成24年2月2日）から施行する。

**附 則**

(令和元年11月29日 改正)

**(施行期日)**

第1条 この規程は主務大臣の認可を受けた日（令和2年2月5日）から施行する。

**附 則**

(令和6年6月20日 改正)

**(施行期日)**

第1条 この規程は主務大臣の認可を受けた日（令和6年7月17日）から施行する。